

岐阜市新庁舎建設基本計画 (案)

平成26年8月時点

岐 阜 市

目 次

はじめに.....	1
1 あいさつ.....	1
2 検討経過.....	2
3 市庁舎の変遷.....	4
第1章 新庁舎建設の必要性.....	8
1 現庁舎の抱える課題.....	8
(1) 老朽化.....	8
(2) 耐震性.....	8
(3) アスベストの飛散.....	8
(4) 狭あい・本庁機能の分散.....	9
(5) バリアフリー.....	10
(6) セキュリティ.....	11
2 本庁舎を継続使用する場合と新庁舎を建設する場合の比較検証.....	12
(1) ライフサイクルコストについて.....	12
(2) 課題の解消状況.....	13
3 新庁舎建設の必要性.....	14
第2章 新庁舎建設の基本的考え方.....	16
1 上位・関連計画での位置づけ.....	16
(1) ぎふ・躍動プラン 21（岐阜市総合計画 2013-2017）.....	16
(2) 岐阜市都市計画マスタープラン〔全体構想〕.....	18
(3) 2期岐阜市中心市街地活性化基本計画.....	19
(4) 岐阜大学医学部等跡地整備基本計画.....	20
2 基本理念.....	22
3 基本方針.....	23
(1) 窓口サービスなどの利便性等の向上.....	23
(2) 周辺環境との調和、環境負荷の低減.....	23
(3) 非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての機能強化.....	23
(4) 執務環境の柔軟性・効率化.....	23
(5) セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化.....	24
(6) ライフサイクルコストの縮減.....	24

第3章 新庁舎に求められる機能	25
1 窓口サービスなどの利便性等の向上	25
(1) 案内機能.....	25
(2) 窓口機能.....	25
(3) 相談機能.....	26
(4) 行政情報提供機能.....	26
(5) 市民利便機能.....	27
(6) ユニバーサルデザイン.....	27
(7) アクセス機能.....	28
2 周辺環境との調和、環境負荷の低減	29
(1) 建物デザイン.....	29
(2) 正面玄関・ロビー.....	29
(3) 緑化.....	29
(4) 環境保全対策.....	29
3 非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての機能強化	32
(1) 地震対策.....	32
(2) 浸水対策.....	32
(3) ライフラインの確保.....	33
(4) 危機管理体制の強化.....	33
(5) 非常時優先業務の継続.....	33
4 執務環境の柔軟性・効率化	34
(1) ICT利活用.....	34
(2) 執務空間.....	34
(3) 会議、打ち合わせスペース	35
(4) 書庫、収納庫、更衣室・ロッカー等.....	35
5 セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化	36
(1) セキュリティ対策の強化.....	36
(2) 電子情報保護対策の強化.....	36
6 ライフサイクルコストの縮減	37
(1) 長く使い続けることを前提とした材料・工法等の選定.....	37
第4章 新庁舎建設の基本指標	38
1 想定人口	38
2 想定配置職員数	38
(1) 新庁舎に配置する部署の選定.....	38

(2) 新庁舎に配置する部署の現状の職員数.....	39
(3) 想定配置職員数の設定.....	39
3 想定議員数	39
第5章 新庁舎の規模、建設地等.....	40
1 新庁舎の規模、施設構成	40
(1) 延床面積.....	40
(2) 建築面積.....	43
(3) 施設構成.....	44
2 新庁舎の建設地	44
(1) 建設地の選定.....	44
(2) 建設地の概要.....	49
(3) 庁舎周辺の動線計画.....	52
(4) 庁舎敷地の利用計画.....	53
3 駐車場の規模	54
(1) 来庁者用駐車場.....	54
(2) 議会用駐車場、公用車用駐車場等.....	55
(3) 自転車等駐車場.....	55
第6章 新庁舎の事業費、事業手法及びスケジュール.....	56
1 想定事業費等	56
(1) 事業費.....	56
(2) 財源.....	56
2 事業手法等	56
(1) 事業手法.....	56
(2) 発注方法.....	56
(3) 設計者の選定.....	57
3 事業スケジュール	58
第7章 今後の検討課題.....	59
(1) 設計、建設過程の積極的な広報と広聴.....	59
(2) 設計、建設過程の事業費圧縮の取り組みの推進.....	59
(3) 市内事業者が建設に参加できる仕組みの構築.....	59
(4) 現在の本庁舎の跡地利用の検討.....	59
(5) 中心市街地活性化施策との連携.....	60

(6) 周辺景観との調和への配慮	60
(7) 長く使い続けることを念頭に置いた取り組みの推進	61

この計画に掲載した図類の背景に用いた地図は、測量法の規定に基づき、岐阜市都市建設部都市計画課の承認を得て、岐阜市作成の地図を使用したものである。平成26年6月6日岐阜市第4号

はじめに

1 あいさつ

今後追加。

2 検討経過

年月	出来事
平成 16 年 4 月～6 月	岐阜大学医学部等跡地利用に係る市民意見の募集 ○応募件数：67 件 ○要望の高い施設：市庁舎、図書館、商業施設
平成 16 年 7 月	岐阜大学医学部等跡地利用検討委員会[*]を設置 <small>※公募市民、有識者、各種団体代表で構成</small> 市民意見をもとに「4つのイメージ」を作成し公表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統・文化を介し、人々が交流し情報を発信する「広場」 ・市民・民間・行政の各セクターが活用し、活躍できる「広場」 ・快適で利便性の高い行政サービス提供の「広場」 ・中心市街地において岐阜市のシンボルとなる「広場」 </div>
平成 17 年 2 月	「4つのイメージ」に対する市民意見の募集 ○応募件数：66 件 ○要望の高いイメージ 快適で利便性の高い行政サービス提供の「広場」 ○要望の高い施設：市庁舎、図書館
平成 17 年 10 月	岐阜大学医学部等跡地利用検討委員会が 「岐阜大学医学部等跡地利用に関する提言」 ○望ましい導入機能の一つに【利便性の高い行政機能】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ、ワンフロアによる市の行政サービス施設 ・公益法人のサービス、国、県等の行政サービス施設 </div>
平成 18 年 2 月	「岐阜大学医学部等跡地利用に係る基本的な考え方」（基本構想）を作成 ○導入機能 市民活動・交流機能／行政機能／まちの活力を生み出していく機能／協働社会の推進機能 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 行政機能の具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> ・市の行政機能（ソフト、ハードとも十分な検討を行う）を中心とする施設 </div>
平成 21 年 12 月	岐阜大学医学部等跡地周辺地区を「岐阜市中心市街地活性化基本計画区域」に編入
平成 22 年 10 月	「岐阜大学医学部等跡地整備基本計画」を作成 ○行政施設（想定）を第 2 期整備施設に位置づけ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 施設のコンセプト <ul style="list-style-type: none"> ・市民の視点に立った利便性と質の高い行政サービスを提供する拠点 ・公民連携による新しい行政サービスを創造する拠点 ・市民の生命・身体及び財産を災害から守る防災拠点 </div>
平成 22 年度 ～25 年度	庁舎に関する庁内会議を適宜開催

年月	出来事
平成 25 年 11 月 20 日～ 平成 26 年 7 月 2 日	<p>岐阜市庁舎のあり方検討委員会※を開催 ※学識経験者、各種団体代表、公募委員で構成</p> <p>○市長より「岐阜市庁舎のあり方」について諮問</p> <p>○委員会において、新市庁舎建設の必要性、並びに新市庁舎建設が必要と認められる場合は、その機能、規模及び建設候補地について審議</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>委員会開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 平成 25 年 11 月 20 日（水） ・第 2 回 平成 25 年 12 月 25 日（水） ・第 3 回 平成 26 年 2 月 7 日（金） ・第 4 回 平成 26 年 4 月 28 日（月） ・第 5 回 平成 26 年 6 月 3 日（火） ・第 6 回 平成 26 年 7 月 2 日（水） </div>
平成 26 年 2 月 19～22 日	<p>市庁舎に関する市民説明会を開催</p> <p>○現庁舎の課題や岐阜市庁舎のあり方検討委員会の検討経過の周知、課題や庁舎のあり方等に関する意見聴取</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>説明会開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 平成 26 年 2 月 19 日（水）午後 7 時～ 本庁舎「大会議室」、参加者 75 名 ・第 2 回 平成 26 年 2 月 20 日（木）午後 7 時～ 北部コミュニティセンター「大集会室」、参加者 36 名 ・第 3 回 平成 26 年 2 月 22 日（土）午後 7 時～ 南部コミュニティセンター「大集会室」、参加者 25 名 </div>
平成 26 年 3 月 6～20 日	<p>庁舎に関する市民アンケートを実施</p> <p>○庁舎の利用状況、使い勝手や利便性、及び庁舎が抱える諸課題等について市民意見を収集</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査方法 ①郵送配付・回収、②窓口配付・回収 ・調査対象 ①18 歳以上の住民基本台帳登録者から無作為抽出 ・標本数 ①2,100 人（総人口の約 0.5%） ・有効回収数 ①1,069 人、②173 人 </div>
平成 26 年 3 月 10 日	<p>岐阜市庁舎のあり方検討委員会が市長に中間報告書を提出</p> <p>○合併特例債を活用して、新庁舎を建設することが必要</p>
平成 26 年 7 月 30 日	<p>岐阜市庁舎のあり方検討委員会が市長に答申</p> <p>○合併特例債を活用した新庁舎建設が必要で、建設候補地は岐阜大学医学部等跡地</p>

3 市庁舎の変遷

(1) 本庁舎の移り変わり

ア 白木町庁舎（明治 27 年～）

本市は、明治 22 年 7 月 1 日、人口 25,750 人、戸数 5,150 戸をもって発足し、同年 10 月 25 日に市庁舎を今泉西野町に開庁した。しかし、明治 24 年の濃尾地震に際し、市庁舎は火災を免れたものの倒壊が甚だしかったため、小熊の願正坊を仮庁舎とした。その後、明治 27 年に白木町（現在の県営白木町住宅敷地）に庁舎を建築して移転した。

イ 美江寺町庁舎（大正 8 年～）

市の発展に伴い、白木町庁舎が狭くなったため、大正 8 年、美江寺町（現在の美江寺公園）に鉄筋コンクリート 2 階建ての建物を庁舎として竣工し移転した。

美江寺町の庁舎は、昭和 20 年には戦災を被り、使用不能寸前の状態となったものを応急処理し使用したが、その後、人口の増加、事務量の増大に伴って極めて狭小となったため、数次にわたり不規則的な木造建物の増築を行い対応してきた。しかし、戦後増加した職員数や事務量に適合した庁舎を建設するには、いかに建物の高層化を図っても現在の敷地では狭小に過ぎ、さらに昭和 34 年の伊勢湾台風、同 36 年の第二室戸台風の連続災害を被り、倒壊を免れたものの極めて危険となった。

写真 美江寺町庁舎（左） [※(右)は岐阜商業会議所]



出典：岐阜市教育委員会社会教育課提供

表 美江寺町庁舎の概要

敷地面積	約 3,200 m ² (970.95 坪)
建築面積	約 1,200 m ² (363.39 坪)
延床面積	約 2,400 m ² (仮定※)

(注) 面積不明のため、2階建の建物であったことから
建築面積の2倍と仮定

資料：岐阜市勢要覧（大正14年）

ウ 今沢町庁舎（昭和41年～）

そこで、他に敷地を求めて庁舎を建設することとした。調査検討した結果、当時の鷹見公園敷地（裁判所跡地）は、国からの借用地で市街地のほぼ中心に位置し、交通は極めて至便であった。また、付近は官庁街を構成し、美江寺町庁舎に近接しているため、建設位置に対する複雑な市民感情もなく、市民の便益、市政の総合運営上最適な場所と判断された。そこで、昭和39年、市有土地との交換により借用地を取得し、同年10月20日に起工式を行い、昭和41年2月1日に竣工した。

今沢町庁舎は、窓口事務を1～2階に集中したほか、特に市民との関係が深い戸籍課（現在の市民課）には、ベルトコンベア方式を取り入れ、事務の合理化、能率化を図るなど市民サービスの向上を目指した。

写真 今沢町庁舎（竣工時）

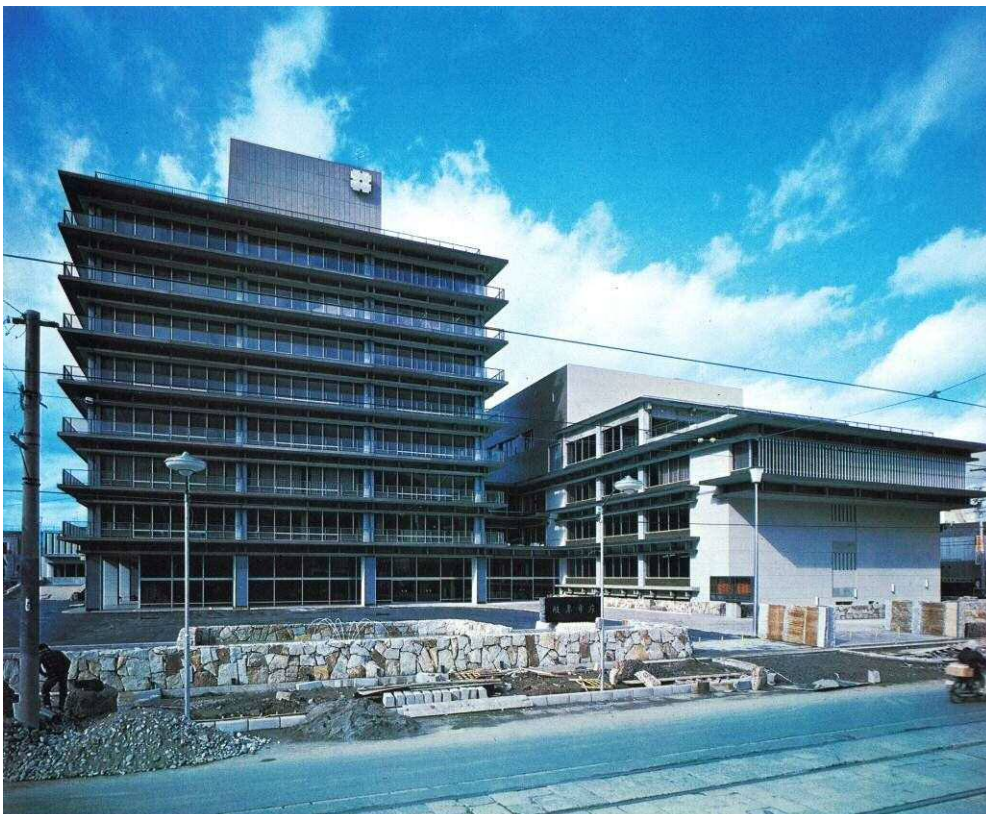



表 今沢町庁舎の概要

敷地面積	11,638.08 m ²	
建築面積	4,198.33 m ²	
延床面積	17,439.58 m ²	
構造規模	高層部	地上 8 階塔屋 3 階建 鉄骨鉄筋コンクリート造等
	低層部	地下 2 階地上 4 階一部 5 階建 鉄筋コンクリート造等
	附属棟	地下 1 階地上 2 階建 鉄筋コンクリート造

資料：岐阜市議会事務局「市政概要（平成 25 年度版）」


(2) 現在の本庁機能の概要 [※延床面積合計：23,925.71 m²]

本庁舎		
位置	今沢町 18 番地	
構造規模	上記表のとおり	
敷地面積	11,638.08 m ²	
建築面積	4,198.33 m ²	
延床面積	17,439.58 m ²	
竣工年次	昭和 41 年	
開設年次	昭和 41 年	

南庁舎 [※前岐阜郵便局舎]		
位置	神田町 1 丁目 11 番地	
構造規模	地上 4 階塔屋 2 階建 鉄筋コンクリート造	
敷地面積	3,104.08 m ²	
建築面積	1,301.40 m ²	
延床面積	4,986.36 m ²	
竣工年次	昭和 35 年	
開設年次	昭和 56 年	

西別館 [※前岐阜県山林協会]		
位置	江川町 27 番地	
構造規模	地上 3 階建 鉄筋コンクリート造	
敷地面積	425.24 m ²	
建築面積	227.16 m ²	
延床面積	447.91 m ² (市所有分)	
竣工年次	昭和 32 年	
開設年次	平成 6 年	

北別館（賃借） [※所有者 J A ぎふ]	
位置	端詰町 56 番地
構造規模	地上 4 階建 鉄筋コンクリート造
敷地面積	— m ²
建築面積	— m ²
延床面積	497.70 m ² （市賃借分）
竣工年次	昭和 45 年
開設年次	平成 17 年



明德庁舎 [※前岐阜市信用保証協会]	
位置	明德町 2 番地
構造規模	地上 3 階建 鉄筋コンクリート造・鉄骨造
敷地面積	287.32 m ²
建築面積	220.94 m ²
延床面積	554.16 m ²
竣工年次	昭和 42 年
開設年次	平成 25 年



第1章 新庁舎建設の必要性

本章では、現庁舎が抱える諸課題を検証したうえで、課題解消の必要性、課題の解消に必要なコスト及び市の財政運営に与える影響など多角的な観点から、新庁舎建設の必要性を整理する。

1 現庁舎の抱える課題

(1) 老朽化

昭和41年に建設され48年が経過した本庁舎をはじめ、南庁舎、西別館、北別館及び明德庁舎のいずれもが昭和30年代から40年代に建設されており、建物本体はもとより設備の老朽化も進行し、経年劣化した設備の改修や取替等の必要が生じている。(耐用年数の一つの目安として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物(事務所用)は50年とされている。)

(2) 耐震性

大規模災害時に災害対策本部が設置される本庁舎は、平成7年度に実施された耐震診断において一定の耐震性を有していると判定された。

しかし、建設から約半世紀が経過して老朽化が進行していること、及び新耐震基準が導入された昭和56年以前の建築物であることから、南海トラフ巨大地震等の大地震に対し、倒壊は免れたとしても内外装、配管や設備類等が損傷し建物を使用できなくなることが懸念される。

(3) アスベストの飛散

本庁舎高層部1階から8階及び低層部4階議場の天井裏の梁には、耐火、断熱、防音の目的でアスベストが用いられているが、発がん性があるなど人体に有害で、しかも飛散性が著しく高いという特徴がある。飛散防止措置として、高層部は非アスベスト建材等で覆い飛散を防ぐ「囲い込み」工法、低層部は薬剤を吹き付けて硬化させ飛散を防ぐ「封じ込め」工法がそれぞれ講じられている。

しかし、先述のとおり老朽化が進行していることもあって、大地震の際には天井板の脱落等が生じるおそれがあり、その場合はアスベストが本庁舎内に飛散する。アスベストが飛散すれば、本庁舎を使用することができず、非常時優先業務(災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務)の遂行に支障が生じるとともに、災害からの復旧・復興業務にも遅れが生じることも懸念される。

また、本庁舎は壁面に占める窓の割合が高く、窓ガラスの破損によってアスベストが本庁舎周辺にも飛散し、近隣住民に被害をもたらすことも懸念される。

写真 1-1-1 アスベストの使用状況



コテで押さえ、「囲い込み」されたアスベスト
(高層部 4 階 4-1 会議室)



硬化剤で「封じ込め」されたアスベスト
(低層部 4 階議場)

(4) 狭あい・本庁機能の分散

現庁舎は狭あいであるため、ワンストップサービス※に準じた関係課の配置はできず、また、待合スペースやプライバシーに配慮した相談スペース、会議室や執務室が不足している。他の中核市との比較においても、職員 1 人あたり床面積や人口千人あたりの床面積は、いずれも平均を下回っている。

さらに、本庁舎の狭あい及び会議室の不足を解消するため、昭和 56 年に南庁舎、その後西別館、北別館そして明德庁舎を開設することで対応してきた結果、従来本庁舎に集約されていた機能が 5 カ所に分散し、市民の利便性及び業務効率の低下をもたらしている。

※ワンストップサービス 各種申請、届出、証明書の発行など市民に身近な手続を 1 つの窓口で行うサービスのこと

写真 1-1-2 狭あいの状況



通路が狭い介護保険課前
(本庁舎 4 階)

図表 1-1-1 本庁舎（機能）の床面積の中核市平均との比較

	延床面積	職員 1 人当たり 床面積	人口千人当たり 床面積
中核市平均	34,141 m ²	26.9 m ² /人	84.9 m ² /千人
岐阜市	23,926 m ²	18.3 m ² /人 (33 位)	57.9 m ² /千人 (34 位)

(注) () 内は中核市 41 市における順位

(5) バリアフリー

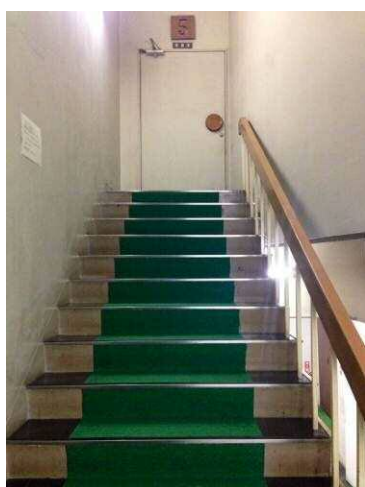
現庁舎はいずれも、バリアフリーの概念が普及する前に建築されており、現在求められるバリアフリーの水準を満たしていない。これまで改善が図られてきたものの、建物構造やスペースの制約もあって十分ではなく、障がい者や高齢者、乳幼児連れの来庁者等にとって使いやすい施設とは言い難い。

写真 1-1-3 バリアフリーの水準を満たしていない状況



市民課(階段を昇って右手)へ行くための階段(本庁舎1階ロビー)

※受付右側は、車いす利用者等のためのリフト



議会棟傍聴席(正面のドア)前の階段



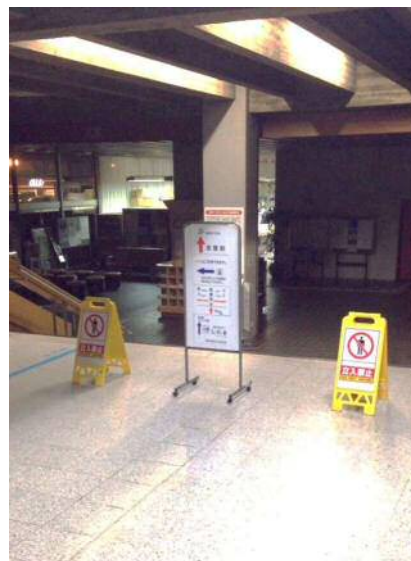
室内幅が狭い本庁舎低層部のトイレ

(6) セキュリティ

庁舎には、行政文書や市民の個人情報のほか、職員に貸与されているパーソナルコンピュータをはじめ高額な備品等も多数保管されており、十分なセキュリティ対策が必要である。

しかし、本庁舎は、構造上、一部の部署を除いて職員以外の者が執務室へ容易に立ち入ることができる。そのため、盗難や情報漏えいの防止策として、時間外や閉庁日に侵入を警告する看板を要所に設置したり、職員のコンピュータをワイヤーで固定したりする等の対策が講じられているが十分ではない。また、市民サービスの一環として時間外や閉庁日に会議室等を貸し出すことも困難であるなど、ハード・ソフトの両面からセキュリティレベルの強化が必要である。

写真 1-1-4
不十分なセキュリティの状況



執務スペース等への立入を警告する看板
(本庁舎低層部1階)

2 本庁舎を継続使用する場合と新庁舎を建設する場合の比較検証

(1) ライフサイクルコストについて

次に、平成 27 年 4 月を起算とし、今後 10 年間及び 20 年間にわたって庁舎を使用したときの必要経費（建設費、維持管理費等）を、図表 1-2-1 に示す 3 つのパターンで比較検証する。

図表 1-2-1 本庁舎を継続使用する場合と新庁舎を建設する場合の維持管理や建設に要するコストの比較（試算）

	A-1	A-2	B
	本庁舎を継続使用		新庁舎建設
	アスベスト除去のみ	アスベスト除去＋増築	
今後 10 年間での比較 (H27～36)	計 38.8 億円	計 68.8 億円	計 220.2 億円
今後 20 年間での比較 (H27～46)	計 259.4 億円	計 290.8 億円	計 243.4 億円

[パターン想定]

A-1	本庁舎を継続使用－仮設庁舎を建設し、本庁舎のアスベストを除去 [現庁舎を平成 42 年度末まで使用（計 65 年間*）した後、新庁舎へ移転] ※中核市の庁舎使用状況を参考
A-2	本庁舎を継続使用－庁舎を増築したうえ、本庁舎のアスベスト除去及び設備改修 [現庁舎を平成 42 年度末まで使用（計 65 年間）した後、新庁舎へ移転]
B	新庁舎を建設し、平成 33 年度から使用開始

3 つを比較すると、今後 10 年間の短期間での比較では、本庁舎を継続使用する場合の方が少額の初期投資で済むため、新庁舎を建設する場合よりもコストは低く抑えられる。

しかし、今後 20 年間といった中・長期的な期間で比較すれば、本庁舎を継続使用する場合であっても、建物本体の劣化に伴い、建替えがその間に必要になるため、新庁舎を建設する場合とのコスト差は大幅に縮小し、場合によっては、バリアフリーなど社会的要請に応えるための改修費用等が不要若しくは少ない分、速やかに新庁舎を建設する場合の方がトータルのコストが低くなることもあり得る。

また、合併特例債を財源として活用すれば、新庁舎を建設する場合の方が、本庁舎を継続使用する場合よりも市の財政負担は大幅に低く抑えられる。

合併特例債とは、市町村の合併に伴い必要となる事業に活用が可能であり、後年度に元利償還金の 70%が交付税措置されるものである。つまり、通常 100%市税で

返さなければならないお金のうち 70%を国が交付税で負担してくれるので、市は 30%を負担するだけでよいという特別かつ有利な地方債である。例えば、新庁舎建設の事業費を 200 億円と仮定し、その財源に合併特例債を 90 億円活用することとした場合、事業費のおよそ 3 分の 1 にあたる 60 数億円分にかかる元利償還金を返済時に国が交付してくれるため、市の財政負担は大きく軽減される。

しかしながら、合併特例債については、活用できる期間が合併後 15 カ年度（被災地以外の自治体の場合）に限られており、平成 18 年 1 月に旧柳津町と合併した本市においては、平成 32 年度末までに完了する事業でしか活用することができない。

そのため、本庁舎を継続使用し将来建て替える場合は、合併特例債を活用することができないため、合併特例債を活用して新庁舎を建設する場合と比較すると、市の財政負担は大幅に増えることとなる。

(2) 課題の解消状況

図表 1-2-2 課題の解消状況の比較

			本庁舎を 継続使用する場合 (A-1、2)	新庁舎を 建設する場合 (B)
安心・安全	非常時優先業務 及び復旧・復興 業務拠点	耐震性	△	○
		アスベスト	○	○
		災害対策本部	△	○
	老朽化		×	○
	セキュリティ		×	○
機能	分散		×	○
	狭あい		△	○
	バリアフリー化・ ユニバーサルデザイン		×(A-1の場合) △(A-2の場合)	○
	環境共生型施設		×	○
その他	市民サービス向上 (例：ワンストップサービスの 導入、閉庁時の会議室貸出など)		×	○

(注) ○、△、×は、それぞれの視点において、本庁舎と新庁舎を相対比較したもの

課題の解消状況を比較すると、本庁舎を継続使用する場合、改修によって諸課題のうちアスベストの除去、増築による狭あいやバリアフリー化の部分的な解消は可能であるが、多くの課題は根本的に解消することができない。とりわけ耐震性は、

国の基準において防災拠点となる庁舎は一般建築物の1.5倍の耐震性能を備えることが目標とされる中、一定の耐震性を備えているとはいえ、現状のまま改善されず非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点として抱える不安は解消されない。また、バリアフリーやセキュリティについても、現庁舎の建物構造等が制約となり、抜本的な解消はできない。

一方、新庁舎を建築する場合は、免震構造の採用等による耐震性の改善、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入、最新設備導入によるランニングコストの低減やセキュリティ及び環境性能の向上など、予め設計時に配慮することで、現庁舎が抱える課題すべてを根本的に解消することが可能である。

3 新庁舎建設の必要性

現庁舎は、先述のとおり老朽化をはじめ様々な課題を抱えており、いずれの課題も解消する必要がある。しかし、人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、本市を取り巻く社会環境が今後ますます厳しさを増していくことを踏まえれば、これら課題への対応は、課題解消の重要性や要するコスト、さらには財政運営に与える影響など様々な要素を考慮して決定する必要がある。

本市では、これらの様々な要素を考慮しつつ多角的な観点から慎重に検討した結果、合併特例債を活用して新庁舎を建設することが必要であると判断した。その理由は以下のとおりである。

現庁舎の抱える課題はいずれも解消される必要があるが、とりわけ耐震性及びアスベストといった非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点の機能に関わる課題や不安の解消は、最重要かつ最優先されるべきものとする。本市が立地する東海地方は、近い将来、南海トラフ巨大地震をはじめとする大地震に遭遇する地域と考えられる。東日本大震災において庁舎が被災した自治体の事例でも明らかのように、大地震発生による市民の生命・財産等への被害を最小限に食い止め、迅速かつ円滑に災害から復旧・復興を果たすには、その拠点となる本庁舎が大地震にも壊れず継続して使用できることが必要である。

さらに、現庁舎を継続使用する場合は、建物構造等の制約により解消が困難なバリアフリー化やセキュリティの強化といった課題についても、新庁舎建設であれば抜本的に解消することが可能となる。これらの課題は今後来庁者に占める高齢者の比率が増加するであろうことや、市民のプライバシー保護の観点等からすれば、非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての課題に劣らず優先されるべき課題であるといえ、こうした観点からも新庁舎建設が必要であるとする。

一方、新庁舎建設となれば多額の事業費等が懸念される場所であるが、いずれ

現庁舎の建て替えが不可避であること等を踏まえると、現庁舎を継続使用する場合と新庁舎建設との間でコストに大きな差はないといえる。

さらには、市の財政負担という観点でいうならば、合併特例債を新庁舎建設の財源に活用すれば、現庁舎を継続使用し将来建て替える場合に比べて、財政負担は大幅に軽減され、市の財政運営への影響を最小限に留めることが可能である。

以上のとおり、**本市では、間近に迫る大地震への備え、現庁舎が抱える諸課題の抜本的な解消、さらには市の財政負担の大幅な軽減や財政運営への影響といった様々な観点から検討した結果、合併特例債を活用して新庁舎を建設することが必要であると判断した。**

【用語】 合併特例債とは…

新庁舎を建設する場合、通常は国からの支援がないため計画的に基金を積み立てますが、不足する部分については、建設年度の市税のみで賄うことは困難であるため、市債に財源を求めることになり、その額は全額市税で返済しなければなりません。

しかし合併した市町村については、合併後の新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づいて実施する公共施設整備や地域振興のための財源として、合併特例債という地方債の借入れが認められています。

合併特例債は、合併初年度を含む15ヶ年度までに完了する事業に限られ、活用する事業費のおよそ95%まで借入れることができます。また、借入れた地方債を将来返済する元利償還金の70%が、普通交付税によって後に市に交付されます。

第2章 新庁舎建設の基本的考え方

本章では、上位計画、関連計画における新庁舎に係る位置づけを整理したうえ、新庁舎を建設するにあたっての基本理念、基本方針を示す。

1 上位・関連計画での位置づけ

新庁舎を建設するうえで考慮すべき上位・関連計画としては、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）をはじめ4計画がある。以下、それぞれの計画における新庁舎建設に関する事項を整理する。

(1) ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）

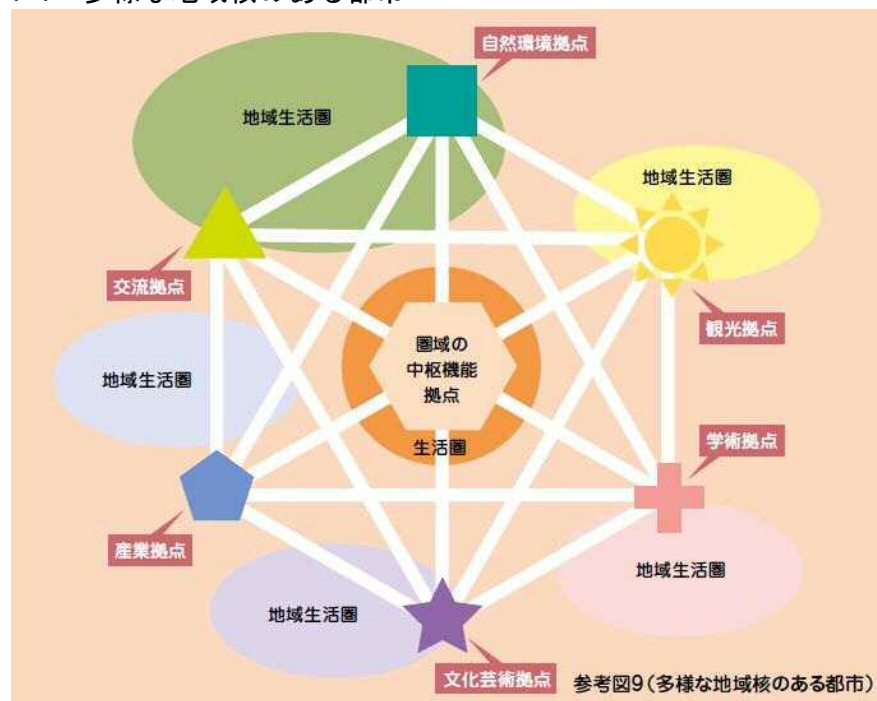
策定年次	平成 25 年 03 月	計画期間	[基本構想] 定めなし [基本計画] 平成 25 年度～平成 29 年度
------	--------------	------	---

1 将来都市像

- (1) 安心して暮らせる都市（略）
- (2) 便利で快適な都市（略）
- (3) 活力のあふれる都市（略）
- (4) 人生を楽しむ都市（略）
- (5) 多様な地域核のある都市（抜粋）

普段の日常生活での買い物等については、特に車に依存しなくても、歩いたり、公共交通や自転車での移動によって事足りるような適度な大きさの地域の中で、日常的なサービスが充足されるような地域核を形成します。そして、特別な買い物や、美術館へ行くといったことについては、これらの核と核を車や公共交通によるネットワークを形成して移動の手段とします。

図表 2-1-1 多様な地域核のある都市



出典：ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）

2 人口の将来推計

	実績値	推計値		
	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
市推計人口①	41.3 万人	41.1 万人	40.4 万人	39.5 万人
市推計人口②		40.9 万人	40.2 万人	39.3 万人

※市推計人口①は、直近 5 年間の社会動態の傾向が今後も続くと仮定した場合の推計値

市推計人口②は、社会動態が 0 と仮定した場合の推計値

資料：ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）

3 まちの姿

将来都市像の「多様な地域核のある都市」の実現のため、都市の活力を高める多様な都市機能拠点（核）と市民の日常生活を支える地域生活拠点（核）が適切に配置され、活力あふれるコンパクトな市街地が互いに連携した都市の形成をめざします。

図表 2-1-2 将来都市構造図



出典：ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）

4 行財政運営の基本方針

〔現状と課題〕（抜粋）

市庁舎や市民会館など、施設の老朽化が進み、耐震性や利便性が課題となっています。

〔取組〕（抜粋）

取組 3 公有財産を適正に管理、運用します

社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共・公用施設の更新や見直し、耐震化に努めるとともに、岐阜大学医学部等跡地や見直しにより生じた跡地などの有効活用に取り組みます。（以下、略）

(2) 岐阜市都市計画マスタープラン〔全体構想〕

策定年次	平成 20 年 12 月	計画期間	定めなし
------	--------------	------	------

1 都市づくりの基本理念

豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、コンパクトな市街地が互いに連携した、安全で安心な活力あふれる県都

2 目標

- (1) 交通システムが確保され、集約型の市街地が形成されたまちづくり
- (2) 活力とにぎわいのあるまちづくり
- (3) 都市の魅力を高める美しい景観・環境が創出されたまちづくり
- (4) 安全・安心で、質の高い暮らしを支える住環境の整ったまちづくり
- (5) まちづくりの担い手の育成と、市民協働によるまちづくり

3 土地利用の重点方針・方策

(1) 集約型市街地の形成と市街地拡大の抑制

ア 中心市街地の活性化

都市の顔であり集約型の都市構造を先導する市街地について、より高度で多様な都市機能の集積化を進めることで、市内外の多くの人が岐阜市の魅力を最もよく享受できる都市空間の形成を図ります。

<中心市街地活性化の方策>

○岐阜駅周辺地区及び柳ヶ瀬地区を含む中心市街地について、中心市街地活性化基本計画の実施により、魅力ある市街地の形成を促進します。

まちなか居住の推進／商業の活性化の増進／にぎわいの創出〔詳細は（略）〕

○岐阜駅～金華地区～長良川に至る南北軸は、本市の中心市街地を活性化する上で根幹となるゾーンです。その中で岐阜大学医学部跡地については、明るい未来を牽引する新しい時代の「つかさのまち」を基本理念とし、官公庁・公共施設が集積した拠点を目指して、「市民協働交流機能」「行政機能」「街の活力を生み出していく機能」「協働社会の推進機能」の導入を図ります。

イ 以下（略）

(3) 2期岐阜市中心市街地活性化基本計画

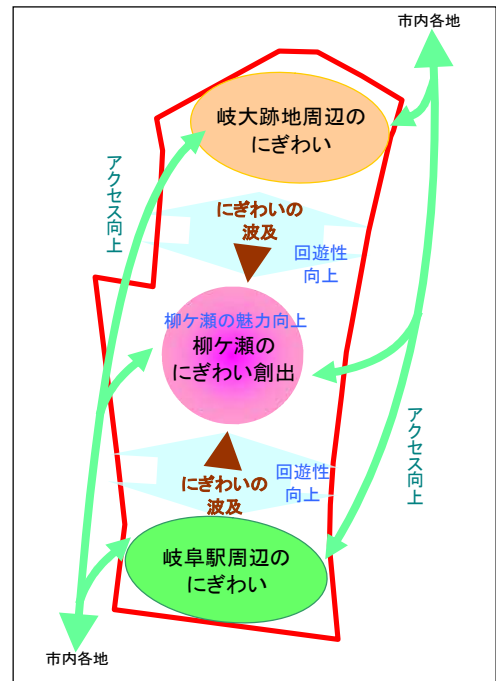
策定年次 平成 24 年 10 月 | 計画期間 平成 24 年 10 月～平成 30 年 3 月

1 中心市街地活性化の基本的視点

活力が停滞する「柳ヶ瀬」のまちの魅力を高めるとともに、柳ヶ瀬の活性化を誘導するため、「岐阜駅周辺」と「岐阜大学医学部等跡地（岐大跡地）周辺」のにぎわいを「柳ヶ瀬」へ波及させ、中心市街地全体の活性化を目指す。

<そのために>

- ⇒「柳ヶ瀬」に人々が訪れたいくなるよう、ハード、ソフト両面からの事業展開によって、まちの魅力を向上させる。
- ⇒「岐阜駅周辺」や「岐大跡地周辺」に集まった人々が「柳ヶ瀬」へ足を伸ばしやすくするよう、歩行者、自転車、公共交通によるアクセス性を向上し、誰もが安全、安心、快適に中心市街地を回遊できる環境づくりを推進する。



図表 2-1-3 中心市街地活性化の戦略図
(右図)

2 基本戦略・主要施策

(1) にぎわいの創出

ア 柳ヶ瀬のまちの魅力向上

市街地再開発事業の促進／集客施設の整備／新規出店の促進／魅力あるイベント等ソフト施策の実施／大型空き店舗・遊休地の活用

イ 岐阜駅周辺のにぎわい増大

市街地再開発事業の促進／問屋街の再整備／大規模イベントの開催

ウ 岐大跡地周辺でのにぎわい創出

つかさのまち夢プロジェクトの推進／土地の使いまわし

エ 柳ヶ瀬と岐阜駅周辺・岐大跡地周辺との回遊性向上

スマートウェルネスぎふ関連イベント（ウォーキング等）の開催／歩行空間・自転車走行空間の整備／公共交通の充実とレンタサイクルの活用／まちなか歩き

(2) まちなか居住の推進（略）

(4) 岐阜大学医学部等跡地整備基本計画

策定年次	平成 22 年 10 月	計画期間	定めなし
------	--------------	------	------

1 岐大跡地等の開発コンセプトと導入機能

(1) 「にぎわい」、「地域の文化・芸術によるまちの魅力」の創出－新たな集客拠点の形成－

拠点形成		導入機能
知と文化を育む情報拠点	⇒	図書館・市民活動交流機能 (仮称)中央図書館 情報提供／資料収集、保存／文化・学習活動 普及支援／子ども(読書、学習)支援／ネットワー クの拡充 展示ギャラリー等 展示室等／多目的ホール
都心居住を促進する憩い・にぎわい拠点	⇒	都心居住を促進する憩い・にぎわい機能 憩い、にぎわいの広場 イベント(地産・地消等)空間
新たな地域文化・芸術創造拠点	⇒	新たな地域文化・芸術創造機能 (仮称)市民文化ホール 劇場(舞台芸術の上演を中心とする)／舞台、 客席等(1,000 席程度)／楽屋等附帯施設

(2) 都市の「地域力」の創出－「市民協働社会」の拠点形成－

拠点形成		導入機能
協働社会を推進する市民活動・交流拠点	⇒	図書館・市民活動交流機能 (再掲) (仮称)市民活動交流センター 活動の場の提供／活動の支援、交流スペース
利便性の高い行政拠点	⇒	利便性の高い行政機能 行政施設 市民窓口の集約／公民連携による新しい行政 サービスの創造／防災拠点としての機能強化

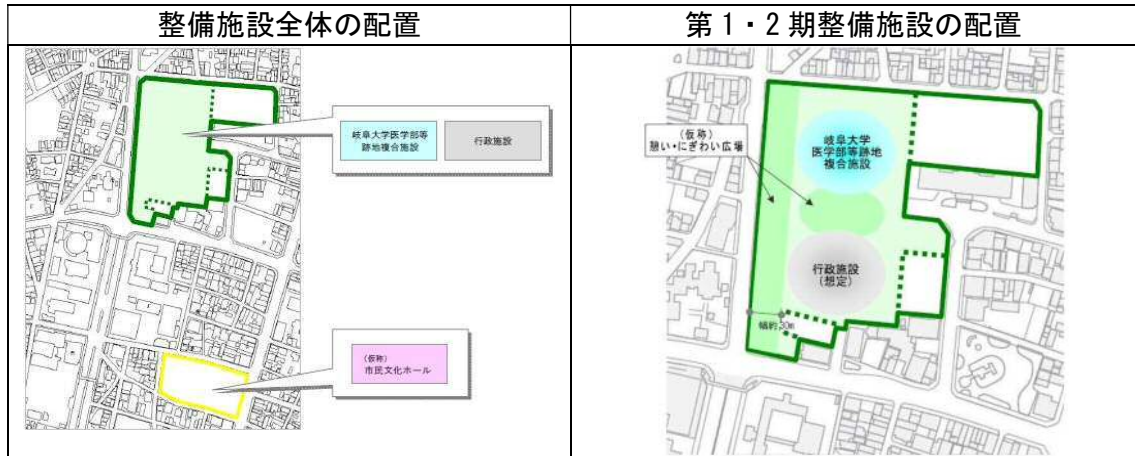
(3) 新たな自然環境と良好な景観の創出－環境都市の体現－ (略)

2 段階的な整備

厳しい財政状況や変化の激しい時代に対応していくため、計画対象地の整備は、財政状況等との整合を図りながら段階的に行っていく。

第 1 期整備施設	第 2・3 期整備施設
① 岐阜大学医学部等跡地複合施設 ・(仮称)中央図書館 ・展示ギャラリー等 ・(仮称)市民活動交流センター ② (仮称)憩い・にぎわい広場 ③ 交通施設 バス停、駐輪場・駐車場、レンタサイクル ポート、周辺道路整備	・行政施設(想定)[第 2 期] ・(仮称)市民文化ホール(想定)[第 3 期] ・交通施設 拠点的バス停、駐輪場・駐車場

3 整備施設の配置



4 第2期整備施設（行政施設〔想定〕）の概要

(1) 施設のコンセプト

- ・ 市民の視点に立った利便性と質の高い行政サービスを提供する拠点
市民利用が多い窓口を低層階（1、2階）へ集約
- ・ 公民連携による新しい行政サービスを創造する拠点
市民活動交流センターと行政との連携
- ・ 市民の生命・身体及び財産を災害から守る防災拠点
行政機能の集約と耐震性に優れた施設により、災害時の市本部機能の効率的で
確実な体制づくり

(2) 規模

- ・ 延床面積 約 38,000 m²
- ・ 建築面積 約 5,000～6,000 m²

2 基本理念

新庁舎の建設は、岐阜市 100 年の大計ともいえる重要な事業である。

今、建設に携わる私たちがなすべきことは、市庁舎に対する市民の想いを把握し、将来岐阜市で暮らす世代にまでに想いを馳せ、市庁舎を使い続ける間は、市民にとって利用しやすく、そして、親しまれ、愛される建物にすることである。

もう一つは、市庁舎が市役所としてのパフォーマンス（性能）を最大限に発揮し続けられる建物にすることである。それは、平常時はもちろんのこと、大規模災害が発生した非常時においても、迅速に応急対策が行える体制を構築し、そして一刻も早いまちの復旧・復興へとつなげられるものにしなければならない。

なお、新庁舎を建設する際には、以下の事項に配慮することが求められる。

一つは、例えば、現在の本庁舎が竣工した昭和 41 年にはインターネットの普及が想像すらできなかつたように、現段階では、数十年後の様々な分野での技術革新や、それに伴う市役所の業務の進め方の変化を想像することは極めてむずかしい。また、現在、国において地方分権改革の検討が進められているが、それに伴い市役所の役割や求められる機能がどう変化するのかを想像することもむずかしい。そこで、将来の市役所を取り巻く様々な環境の変化に対し柔軟に対応できる建物・設備に予めしておくことである。

もう一つは、市庁舎の建設、そして維持管理には多大な費用が必要である。そこで、現世代及び将来世代の負担を少しでも軽減できる建物・設備にすることである。

以上を踏まえ、岐阜市における新庁舎建設の基本理念を以下のように定める。

市民に親しまれ、長く使い続けることを前提とした新庁舎

3 基本方針

基本理念を実現するため6つの基本方針を定め、その方針を踏まえた新庁舎建設を進める。

(1) 窓口サービスなどの利便性等の向上

来庁者が気持ちよく用件が済ませられるよう、わかりやすい案内、市民の移動距離を少なくするための窓口業務の集約配置やワンストップサービスの導入、駐車場・バス停等から庁内各所までの空間におけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備等を進める。

また、市民が抱えている様々な不安、困りごと、疑問等が市役所に来ることによって解消できるよう、プライバシーの保護に最大限に配慮しながら相談を受け、それに対し助言等が行える環境づくりを進める。

(2) 周辺環境との調和、環境負荷の低減

市民から親しまれ、愛される市庁舎となるよう、機能性を重視しながらも周辺環境や景観形成との調和にも配慮した建物デザイン、明るく、開放的で、岐阜らしさを感じられる正面玄関やロビーの整備、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」と機能分担・連携を図りながら市民どうしが交流する空間づくり等を進める。

一方、市庁舎を含む「つかさのまち」の全体が市民の憩いやうるおいの空間となるよう、積極的な緑化を進めるとともに、市庁舎が環境負荷の少ない建築物のモデルとして民間建築物を先導する役割を果たすことができるよう、環境保全対策を進める。

(3) 非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての機能強化

大規模な地震、風水害等の自然災害が発生した場合もいち早く対応し、迅速にまちの復旧・復興に取り組めるよう、自然災害に強い庁舎とするとともに、危機管理体制を強化し、非常時優先業務及び復旧・復興業務の拠点としての機能を継続できる体制づくりを進める。

(4) 執務環境の柔軟性・効率化

今後ますます進展するICT^{*}等を活用し、例えばコンビニエンスストアでの各種証明書交付といったサービスを導入するなど、これまで以上に市民サービスの向上を図る。また、ICT等を活用して職員の業務効率化を進め、それによって生み出された人員をより必要性の高い業務に集中させることで、次代を見据えた政策立案と事業展開を進め、市民の施策満足度の向上を図る。

^{*}ICT Information & Communications Technology の略。情報通信技術。

一方、職員が効率的かつ円滑に業務を行える環境を創出するため、機能的な執務空間の整備、会議室や打ち合わせスペースの確保、書庫、収納庫等の確保を行う。なお、執務空間については、将来の業務拡大・縮小・変更や情報通信環境の変化等にも柔軟に対応できるようにする。

(5) セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化

本市の大切な財産である、市民の個人情報、事業者の企業情報、行政の政策立案情報等が適切に守り続けられるよう、来庁者が自由に出入り可能なエリア、職員であれば出入り可能なエリア、特定職員しか出入りできないエリアというように庁舎内のセキュリティレベルを分類し、レベルごとに適切なセキュリティ対策を行う。

なお、特にその漏えいにより大きな被害をもたらす電子情報については、サーバから職員が使用するパソコンに至るまで、多重の情報保護対策を講じる。

(6) ライフサイクルコストの縮減

現世代及び将来世代のコスト負担を軽減するため、市庁舎に用いる建築資材等は標準品等を積極的に採用し、メンテナンスのしやすさを実現することで、ライフサイクルコストを縮減する。

第3章 新庁舎に求められる機能

本章では、基本理念及び基本方針に基づき、新庁舎に求められる機能を示す。

1 窓口サービスなどの利便性等の向上

(1) 案内機能

ア 総合案内所の設置

正面玄関には総合案内所を設置する。この案内所では、対面で来庁者の用件を把握したうえ、各課の業務内容と照合し来庁者を適切に目的地へ誘導できるよう、質の高いサービスを提供する。

また、どこへ行けばよいかわからずに迷われている方、からだが不自由で移動支援が必要な方等に対し、積極的に声をかけて適切な誘導や補助を行う「コンシェルジュ」を配置する。

合わせて、庁内における会議・イベントの開催案内、岐阜市内の警報・注意報等の気象情報、防災情報等を提供する電光掲示板や、来庁者自らが目的地をタッチパネルで押すと目的地の場所やルートを表示する誘導案内板の設置等を可能な限り実施する。

イ わかりやすい庁舎内案内板の導入

庁舎内の各所に設置する案内板は、現在地と各課の位置関係がわかりやすくなるよう、表示形式や内容を工夫するとともに、各課窓口の案内サインとデザインや表記を統一する。また、目的地に容易にたどり着くことができるよう、誘導サインを導入する。なお、設置する案内板は、将来の機構改革等による配置換えに備え、可変性の高いものとする。

ウ 障がい者、高齢者、外国人市民にもわかりやすい案内方法の導入

視覚障がい、聴覚障がい等の障がい者、高齢者にもわかりやすい案内を提供するため、電光掲示、音声案内等を適宜導入する。また、外国人市民に対する案内として、複数の外国語による表示を導入する。

(2) 窓口機能

ア 窓口業務の集約配置とワンストップサービスの導入

来客数が多い部門については、市民の利便性の向上や移動負担の軽減を図るため、原則として窓口業務を低層階に集約配置する。

また、市民課の住民異動手続きと同時に行われる割合の高い他部署の関連手続きは、市民が迷うことなくそれらを完了することができるよう、関連部署を横串で通し1つの総合受付窓口で事務処理を行う「ワンストップサービス」の導入に

ついて、費用対効果等を踏まえて実施する。

イ 受付・処理状況の情報提供

手続きに係る受付・処理状況が見通せないことによる焦燥感を解消するため、窓口受付番号発券機とともに、電光掲示等を活用した処理状況の表示、呼出端末の貸出、来庁者所有の携帯端末へのメール配信等の情報提供手段を導入する。

ウ 安心・快適な待合い環境の整備

窓口の待合いスペースについては、その集約化やワンストップサービスの導入等に応じた十分な規模を確保する。また、多機能トイレ、子ども連れの来庁者が子どもを遊ばせながら用件を済ませられるキッズスペース、授乳室等、他の来庁者と一緒に待つことがむずかしい発達障がい者が待機する個室等を適宜確保する。

(3) 相談機能

ア 窓口カウンターでのパーティション等の設置

複数のカウンターが並列する窓口では、個人のプライバシーを守る観点から、隣席からの視線を遮り、話し声を伝わりにくくするパーティション等を設置する。

イ 相談ブースや相談室の設置

より高い水準が求められるプライバシーへの配慮に対応するため、可動式パーティションを用いてその高さや区画変更によりプライバシー配慮の度合いを調整できる相談ブースや、間仕切壁やドアの遮音性を高めた相談室（個室型）を適宜設置する。

(4) 行政情報提供機能

ア 市政情報コーナーの設置

来庁者の行き来が多い場所に、市政情報コーナーを設置する。このコーナーには、行政資料や刊行物、市民の暮らしや観光等の資料・パンフレット、行政情報が閲覧可能な電子機器等を備え付け、それらを自由に閲覧、提供できるようにするとともに、情報公開等の相談・案内にも対応できるようにする。

イ 企画・展示スペースの確保

市政の様々な取り組み等について、広く市民にPRする空間として企画・展示スペースを確保する。なお、このスペースでは、市民税申告受付、選挙の期日前投票、その他臨時で行政窓口を設置する必要があるときに円滑に設置できるよう、電源、通信回線等を予め備え付ける。

(5) 市民利便機能

ア 食堂、売店、金融機関等の設置

庁舎内での用事が長時間にわたる来庁者や職員等が利用する食堂や売店を設置する。また、来庁者の市税の納付等に対応するため、指定金融機関の店舗や市内に多くの本支店がある金融機関のATMを設置する。さらに、来庁者の利便性を高めるその他の施設については、庁舎周辺での当該施設の立地状況を勘案しながら設置を進める。

(6) ユニバーサルデザイン

ア ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備の推進

庁舎及び敷地内においては、「岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針（平成 22 年 10 月）」、国土交通省が定めた「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日）」を考慮しながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を進める。

「岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針」における建築物の方向性と取り組み事例

[方向性]

施設の整備にあたっては、できる限り計画段階から利用者等の意見を聴き、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが安全かつ快適に利用できる整備を進めます。

さらに、施設管理や施設整備を行う人に対して意識啓発を行い、施設を美しく清潔に保つとともに、建築後も利用者の意見を踏まえた改善に努め、さらに利用しやすい施設を目指します。

[取組事例]

○便利で利用しやすい施設整備

- ・施設の新・増・改築の際には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、場所に応じた段差の解消や多目的トイレ、手すり等を設置
- ・案内に大きく見やすい文字や絵文字、外国語の表示等を行い、見やすい場所に設置
- ・子ども連れが多く利用する施設においては、ベビーベッドや子ども用のいす、子ども用の便器、授乳室等を設置

○憩いのある施設整備

- ・商業地における緑化による美観の向上
- ・休憩や談話のできる場所の設置

「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」における技術的事項

3.2.1 移動空間

- (1) すべての施設利用者が、できる限り同じ経路で移動できるものとする。
- (2) 移動経路は、連続性及び見通しの確保、適確な案内の情報の提供等により、分かりやすいものとする。
- (3) 同一階においては段差を設けず、滑りにくく平坦な床仕上げとするほか、必要に応じて手すりを設置する等により、すべての施設利用者が円滑に水平移動できるものとする。なお、やむを得ず段差が生じる場合は、傾斜路を設置する。
- (4) 移動しやすいように、十分な空間を確保する。
- (5) 地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確保する。
- (6) 建築物の外部及び屋内駐車場においては、自動車に対して、歩行者等の安全性及び利便性を優先する。
- (7) 建築物の外部においては、天候により移動に支障が生じたり、安全性が損なわれないよう配慮する。
- (8) 扉は、容易に開閉できて通過できるものとする。
- (9) エレベーター及び主要な階段は、自由に選択できるよう、便利で、分かりやすい位置に配置する。
- (10) 階段及び傾斜路は、安全性及び上り下りのしやすさを考慮したものとする。
- (11) エレベーターは、十分な空間を確保したものとするとともに、多様な施設利用者を考慮し、乗降時の安全性、操作のしやすさ、案内情報の分かりやすさ等に配慮したものとする。

(12) 移動経路から利用しやすい位置に、適切に休憩スペースを設ける。

3.2.2 行為空間

- (1) 所要の動作をしやすいように、十分な空間を確保する。
- (2) 室等の中の配置構成、家具及び衛生器具等の寸法及び形状等は、多様な施設利用者を考慮し、利用しやすいものとなるよう設定する。
- (3) 便所は、便利で分かりやすい位置に設け、多様な施設利用者を考慮し、必要な機能を確保する。
- (4) スイッチ等は、操作しやすい大きさ、形状等で、操作の方法が分かりやすく、安全なものを、操作しやすい位置に設置する。

3.2.3 情報

- (1) 案内の情報は、多様な施設利用者を考慮し、視覚情報、音声・音響情報及び触知情報を適切に併用して多角的に提供する。また、図記号による表示、外国語やひらがなの併用等により、情報の内容が容易に理解できるよう配慮する。
- (2) 動線の分岐点等要所要所で、必要な情報が得られるよう情報を提供する。
- (3) 単純かつ明快に、分かりやすく情報を提供する。
- (4) 図記号等については標準的なものを使用するほか、施設内又は地域内における統一性を考慮したものとする。

3.2.4 環境

光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色彩環境、触感等について、身体感覚に加え、心理的影響を考慮した快適性に配慮したものとする。

3.2.5 安全

- (1) 適切な防災計画及び避難計画に加え、非常時の確実な情報伝達のための多角的な情報伝達手段の確保により、すべての施設利用者が安全に避難できるよう配慮したものとする。
- (2) 施設利用者の自由な移動と必要な防犯性の確保との両立に配慮する。

イ 誰もが安心・快適に利用できるトイレの設置

各フロアには、来庁者数と勤務職員数を勘案して十分な数のトイレを設置する。また、高齢者、障がい者、車いす利用者、乳幼児を連れた方、オストメイトの方などが安心・快適に利用できる多機能トイレを庁舎内に適切に設置する。

(7) アクセス機能

ア 来庁者用駐車場の整備

十分な収容台数を備えた来庁者用駐車場を整備する。また、庁舎入口に近いエリアでは、車いす利用者や乳幼児を連れた方などのための駐車場や、同乗者が乗降できる一時停車場所を設置し、合わせて雨雪をしのぐことができる「ひさし」や「シェルター」の設置に努める。

一方、駐車場への入庫待ち自動車が路上に並ぶことで通過車両の安全な走行を阻害することを回避する対策や、庁舎周辺地域での交通安全、環境保全等の対策について適切に対処する。

イ 路線バスのアクセス性・利便性の確保

路線バスによるアクセス性・利便性の確保に努める。また、バス停留所から庁舎入口までの動線のうち庁舎敷地内の移動空間では、必要に応じて雨雪をしのぐことができる「ひさし」や「シェルター」の設置に努める。

ウ 自転車等駐車場等の整備

自転車、自動二輪車等を利用する来庁者等向けに、自転車等駐車場を整備する。また、レンタサイクルの利用促進を図るため、庁舎に隣接又は近接してレンタサ

イクルポートがない場合は、その整備を行う。

2 周辺環境との調和、環境負荷の低減

(1) 建物デザイン

ア 機能性や周辺との調和を考慮した建物デザインの採用

建物デザインは、機能性を重視しながらも、周辺環境や景観形成との調和にも配慮し、さらに市民が親しみを持てるものを導入する。

(2) 正面玄関・ロビー

ア 市民等が気軽に訪れやすい正面玄関・ロビーの整備

正面玄関とロビーは、来庁者を迎え入れる空間として、明るく、開放的で、しかも市外からの来庁者向けには岐阜らしさを感じられるデザイン等を考慮し、来庁者が気軽に訪れやすい空間とする。また、ロビーには椅子、自動販売機など来庁者が快適に過ごせる設備を設置する。

イ 市民どうしが交流する空間の創出

ロビーに併設して、ミニコンサートやミニ展示等が行える場、市民が集い活動する場といった、市民どうしが交流する空間の創出に努める。

なお、中心市街地では、平成 27 年のオープンを目指して、「知の拠点」の役割を担う（仮称）中央図書館、「絆の拠点」となる（仮称）市民活動交流センター及び「文化の拠点」となる展示ギャラリー等からなる複合施設『みんなの森 ぎふメディアコスモス』の整備が進められていることから、当該空間については、ぎふメディアコスモスとの機能分担と連携を図る。

(3) 緑化

ア 庁舎敷地内における積極的な緑化

庁舎敷地内は、「岐阜市緑の基本計画（平成 21 年 10 月策定）」における“都市の緑の骨格軸”に含まれ、そこに位置する公共公益施設は民有地緑化を先導する役割が求められていることから、その役割を果たすことができるよう、積極的な緑化を推進する。

(4) 環境保全対策

ア 環境負荷の低減と周辺環境の保全

庁舎の環境保全対策については、「環境アクションプランぎふ 2012（平成 24 年 3 月策定）」、国土交通省が定めた「官庁施設の環境保全性基準（平成 25 年 3

月 20 日改正)」を考慮しながら、環境負荷の低減及び周辺環境の保全の取り組みを進める。

特に、本市は、全国県庁所在地の中で日照時間が上位であり、また、市街地では地下水が豊富で水温が年間を通じ 17～18℃程度で安定しているという特色があることから、これらを生かした取り組みを進める。

「環境アクションプランぎふ 2012」における具体的取り組み項目（抜粋）

10 公共工事の環境配慮

(1) 公共工事における共通環境配慮対策

- ① 各種建設機器使用による排気ガス及び施工に伴う水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の発生抑制
- ② 再生砕石や再生アスファルト合材及びリサイクル資材の使用
- ③ 工事における発生土の再利用及び改良土等の利用促進
- ④ 公共工事から発生する産業廃棄物の適正処理及び不法投棄防止

(2) 公共工事における建築物の環境配慮

建築物の環境配慮にあたっては、整備計画、設計段階から予め考慮する必要があることから、建築担当課において以下の事項を念頭に設計にあたるものとする。

- ① 太陽光利用などの自然エネルギー等の活用整備について、規模、用途に応じ検討し導入する。
- ② 断熱性能向上のため、外気の活用、遮断が可能な建具の採用やひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を図る。
- ③ 省エネルギー型の照明機器の設置や空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じ検討し、整備を図る。
- ④ 建築材料については、国のグリーン購入指針で定める基準や岐阜県リサイクル認定製品等を積極的に使用する。
- ⑤ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備を導入し、中水としての利用を図る。
- ⑥ 透水性舗装、浸透升等を必要に応じて設置し、雨水等の地下浸透を図る。
- ⑦ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等の節水に有効な器具を設置する。
- ⑧ 敷地のうち建築物以外の土地について大気環境木などの植栽や建物の屋上・壁面等の緑化を図る。
- ⑨ 快適な環境の確保の一環として、所管地内での各種の施設整備等にあたっては、各地域の特性に応じ、良好な大気の確保、良好な水域の生態系の確保、景観保全、歴史的環境への配慮に努め、地域の自然環境等との調和に配慮する。

13 「創エネ・省エネ導入方針」

(1) 太陽光発電システムの設置

ア. 導入基準

- ① 効果的な発電に必要な日照時間が確保できること（構造物等による日陰の影響を考慮し、午前 9 時～午後 4 時の日照が確保されていること）
- ② 新築(大規模改修含む)は、原則として導入。既存については建物の構造、耐荷重等を十分検討したうえで導入

イ. 設置基準

- ① 停電時における自立運転機能を有すること
- ② 発電出力は総需要電力の概ね 20%以上を目標とする
(年間発電量 1,100kWh/kW/年)
ただし、設置可能な面積に応じて検討を行うこと。
*20%以上については国の再生可能エネルギーの割合想定
- ③ 設置工事費が過大とならないこと

(2) LED の設置

新築の場合

- ① 新築(大規模改修含む)は、施設における必要な照度を確保した上で、原則として導入、設置

(3) 高効率空調機の設置

ア. 導入方針

- ① 新築(大規模改修含む)、更新時は原則としてイ. の基準を考慮する
- ② 費用対効果を考慮のうえ、可能な限り高効率な機器を導入する
- ③ 導入設備が今後 10 年以上利用されること

イ. 導入基準

- ① 国が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」に合致する場合はグリーン購入法調

達基準適合商品の導入を図ること

- ② ①に該当しない場合は費用対効果を考慮のうえ、可能な限り高効率な機器の導入を検討すること

* 配慮する事項

地中熱を利用した空調設備の導入については、スマートシティ岐阜実証結果により明確な方針を提示する予定である

「官庁施設の環境保全性基準」における技術的事項

3.1 環境負荷低減性

3.1.1 長寿命

長寿命に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、施設の長寿命化を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応できるものとする。
- (2) 構造体については、耐久性に優れたものとする。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備については、合理的な耐久性が確保されたものであるとともに、更新、修繕及び補修が容易なものとする。
- (4) 適切な維持管理が行えるよう、適切な作業スペース等を確保する。

3.1.2 適正使用・適正処理

適正使用・適正処理に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等を行い、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。
- (2) 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用を抑制するとともに、その適切な回収に配慮する。
- (3) 施設運用時の廃棄物の適切な処理に配慮する。

3.1.3 エコマテリアル

エコマテリアルに関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、環境負荷低減に配慮した資機材を使用し、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 環境負荷の少ない自然材料等を採用する。
- (2) 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図る。
- (3) 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を使用する。
- (4) 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な資機材、モジュール材料等を使用する。

3.1.4 省エネルギー・省資源

3.1.4.1 負荷の低減

省エネルギー・省資源のうち負荷の低減に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、建築設備への負荷を抑制し、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- (2) 断熱性及び気密性の高い材料・構法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。
- (3) 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。
- (4) 室内で発生した熱及び汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量を低減する。
- (5) エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムとする。

3.1.4.2 自然エネルギーの利用

省エネルギー・省資源のうち自然エネルギーの利用に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、自然エネルギーの有効利用を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 自然光の活用により、照明負荷の低減を図る。
- (2) 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図る。
- (3) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図る。

3.1.4.3 エネルギー・資源の有効利用

省エネルギー・省資源のうちエネルギー・資源の有効利用に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、エネルギー及び資源の有効利用を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備システムとする。
- (2) 電力負荷の低減及び平準化を図る。
- (3) 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。
- (4) 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図る。
- (5) 雑用水の一部としての雨水又は排水処理水の利用、各種節水システムの採用等により、水資源

の消費低減を図る。

(6) 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築により、消費されるエネルギーの最小化を図る。

3.2 周辺環境保全性

3.2.1 地域生態系保全

周辺環境保全性のうち地域生態系保全に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、地域生態系の保全を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

(1) 必要最小限の地形の改変、既存樹木の保全等により、既存の周辺環境の保全に配慮する。

(2) 緑化率の向上、水循環の構築等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和等に配慮する。

(3) 有害物質の排出の抑制等により、大気、水質、土壌等の汚染防止に配慮する。

3.2.2 周辺環境配慮

周辺環境保全性のうち周辺環境配慮に関する技術的事項は、騒音・振動、風害及び光害の抑制等により、周辺の居住環境の保全に配慮する等、施設周辺の環境への影響に配慮し、総合的に環境保全性を確保することとする。

イ 空調に係る消費エネルギーの最小化

空調については、外壁、外構部、開口部からの熱負荷の低減、自然エネルギーの利用、エネルギー変換効率が高い設備の採用、適正な運転管理システムの構築等により、消費されるエネルギーの最小化に配慮する。

3 非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての機能強化

(1) 地震対策

ア 優れた耐震性の確保

庁舎の耐震性能については、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 28 日改正）」における耐震安全上の分類「I 類（災害応急対策を行う拠点）」相当の機能を確保するものとし、免震構造、制振構造等による耐震性に優れたものとする。

イ 非構造部材や書棚類の固定、補強

建物の非構造部材（天井、建具など）や書棚・備品類については、大地震が発生したときにも人命の安全確保、物的被害の軽減、避難経路の確保等が図られるよう、適切な固定、補強などの対策を講じる。

(2) 浸水対策

ア 庁舎の浸水防止

洪水による庁舎内への浸水を防止するため、市内河川の浸水想定区域とその浸水深を勘案したうえで浸水防止対策を講じる。

イ 庁舎維持設備の浸水防止

万が一の庁舎内の浸水に備え、電気室、機械室、サーバ室などの庁舎維持設備

については、浸水の影響を受けないよう対策を講じる。

(3) ライフラインの確保

ア 電力の確保

商用電力の途絶対策を考慮した自家発電設備の整備など、災害時において電力を確保するための対策を進める。

イ 給水の確保

災害時でも給水機能を維持するために給水施設の耐震性能を高めるとともに、水道供給の途絶に備え井戸を整備して地下水を活用するなど、給水の多重化を図る。

ウ 排水機能の維持

災害時でも排水機能が停止しないよう排水設備の耐震性能を高めるとともに、下水本管が破断等をした場合でも利用可能なマンホールトイレ等を設置する。

エ 通信回線の多重化

通信回線については、有線通信施設と無線通信施設を組み合わせ、多重な通信手段を確保する。なお、有線通信のうち公衆通信網の途絶対策として、専用回線の引き込み等による通信の多重化を図る。

(4) 危機管理体制の強化

ア 災害対策本部の機能を発揮するスペースの確保

災害発生時に設置する災害対策本部のフロアは、その機能を十分に発揮することができるよう、十分なスペースを確保する。

イ 災害対策本部の運営に必要な設備の備え付け

災害対策本部には、市内の被災状況を的確に収集し、迅速に指揮命令等を出すことができるよう、情報通信設備機器、専用の電話回線、大型モニター等の設備を備え付ける。なお、本部は災害発生後に迅速な設置が求められることから、フリーアクセスフロア（二重床）にすることで配線作業の短縮化を図る。

ウ 職員の 24 時間従事体制への対応

災害応急対策時は、職員が 24 時間体制で従事することを想定し、現在も発災 3 日目までの職員用食糧及び飲料水を備蓄しているが、新庁舎でも引き続きその体制を継続する。

(5) 非常時優先業務の継続

ア 非常時優先業務の継続に必要な執務空間やスペースの確保

災害時であっても、非常時優先業務を適切に継続することができるよう、岐阜

市業務継続計画（BCP）に基づき、それら業務の実施に必要なとなる執務空間や、各種作業の実施、資機材・物資の配分等に必要となるスペースの確保が行えるようにする。

4 執務環境の柔軟性・効率化

(1) ICT利活用

ア ICT利活用に必要なシステム、設備等の導入

ICTを利活用した市民サービスの充実^{※1}、行政事務の効率化^{※2}を進めるために必要なシステム、設備等については、市民へのICTの普及状況、国、県、他都市の導入実績等を勘案したうえ、導入を進める。

※1 各種手続きの多様化、子育てや健康づくりなどへの支援、災害や急病など万が一への対応等

※2 情報システムの最適化、社会保障・税番号制度への対応等

イ フリーアクセスフロアの導入

執務空間をはじめ主要スペースでは、パソコン、情報通信機器等のレイアウトや配線が自由にできるフリーアクセスフロア（二重床）を導入し、機構改革や将来の情報通信環境の変化等に柔軟に対応できるようにする。

(2) 執務空間

ア 間仕切のないオープンフロアの採用

執務空間は、将来の機構改革等に伴う組織・業務の拡大・縮小・変更に対応できるように、間仕切のないオープンフロアを基本とする。ただし、機密情報やプライバシーの保護には十分に配慮する。

イ 機能的な執務空間のレイアウト

来客数が多い部門以外で来庁者の対応がある課においては、通路側にはカウンターを設置した来客スペース、その後ろには事務スペースを配置し、それらを明確に区分することを基本とする。なお、業務の内容や場面に応じ、カウンター形状やレイアウトの変更を許容するなど、機能的な執務空間とする。

ウ 業務上のつながりを考慮した課の配置

課の配置について、同じ部に属する課はできる限り同一階に配置する。また、業務上のつながりを考慮して、来庁者や職員の移動が頻繁にある課どうしは、隣接配置、同一フロア、近接フロアに配置し、市民の利便性向上、職員の業務効率を向上させる。

(3) 会議、打ち合わせスペース

ア 少人数の打ち合わせスペースの適正配置

日常的に必要な少人数の打ち合わせスペースについては、各課の特性や開催頻度等を踏まえ、執務室内や各フロアの共有スペースに効率よく適正に配置する。

イ 庁内共用の会議室の設置

庁内で集中管理する大・中・小会議室については、各フロアの執務室等の配置状況を考慮しながら効率的に設置する。なお、複数の会議室を隣接して設置する場合は、可動間仕切にすることでその大きさを柔軟に変更できるようにする。また、会議等で必要となる音響設備、映像設備等を必要に応じて設置する。

(4) 書庫、収納庫、更衣室・ロッカー等

ア 文書保管スペースの効率的な確保

文書管理については、不要になった文書や重複する文書を廃棄する、文書管理の電子データ化を推進する、などによって文書容量を削減することを前提に、ファイリング・システムを適切に運用したうえ、それらの保管スペースを効率的に確保する。

イ 収納庫の確保

物品、測量器具、作業道具等を保管する収納庫について、各課の所有状況を把握したうえ適切に確保する。

ウ 業務用物資、廃棄物等の搬出入空間の確保

多量の文書類、大型備品類、業務に用いる材料や資機材、廃棄物等を搬出入する動線については、来庁者動線と重ならないよう配慮するとともに、これらの搬出入が円滑に行えるようなスペースを確保する。

エ 休養室の設置

職員が、休憩時間中に食事をとったりリフレッシュしたりすることで、勤務時間中の業務に対する取り組み意欲を喚起するため、休養室を設置する。

オ 更衣室及びロッカーの設置

各フロアに、職員用更衣室を男女別に設置する。また、更衣室内には職員それぞれの作業着、作業靴等を保管するロッカーを設置する。

5 セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化

(1) セキュリティ対策の強化

ア セキュリティレベルの分類

来庁者が自由に出入り可能なエリア、職員であれば出入り可能なエリア、特定職員しか出入りできないエリアというように、庁舎内のセキュリティレベルを分類する。

イ セキュリティレベル境界での物理的障壁等による線引き

セキュリティレベルの境界では、壁、建具、カウンター等の固定された物理的な障壁等を用いて線引きする。

ウ セキュリティシステムの適切な導入

セキュリティレベルごとに導入するセキュリティシステムは、求められる機能とそれに要する経費等を勘案して適切に導入する。

エ 時間外における来庁者動線の適正化

時間外（夜間、休日）の来庁者に対しては、各種手続きに係る利便性を考慮した動線としつつ、庁舎の防犯性を確保できるレイアウトとする。また、時間外の会議や催し等の場合も同様に、できる限り執務空間に近づけない適切な動線とする。

(2) 電子情報保護対策の強化

ア サーバ機器の適正管理

庁舎内に設置する、サーバ機器や外部データセンターとのネットワーク機器等については、その適正管理に必要なセキュリティ対策、空調管理、無停電電源装置の設置等を行う。

イ パソコン等の盗難防止

各課に設置するパソコン等の電子情報機器については、セキュリティワイヤー等を活用した物理的な盗難防止対策と、万が一パソコン等の全部又は一部が盗難されたとしても外部ではデータを開くことができないソフト対策を組み合わせることで、多重の情報保護対策を講じる。

6 ライフサイクルコストの縮減

(1) 長く使い続けることを前提とした材料・工法等の選定

ア 標準品等の積極的採用

標準品、汎用品、規格品、省力化が図れる製品等を積極的に採用し、メンテナンスのしやすさを実現することで、建設、維持管理、更新に係るコストを縮減する。

ただし、更新サイクルが長期化する耐久性の高い材料の使用や、更新工事が容易な材料・工法を採用することによって、庁舎の使用期間にわたるメンテナンスのトータルコストが縮減できる場合は、これを採用する。

イ 大型機器の更新時に活用する搬出入口の確保

空調機や発電機など、通常の搬出入口からは運び出すことができない大型機器を更新する際に活用する搬出入口を適切に確保する。

第4章 新庁舎建設の基本指標

本章では、新庁舎建設における規模を算定する際に必要となる、想定人口、想定配置職員数及び想定議員数を示す。

1 想定人口

約 40.4 万人

本市の平成 26 年 4 月 1 日現在の人口は 415,113 人（住民基本台帳人口、外国人を含む）である。

また、将来人口は、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）に示されている。これによると、平成 22 年の実績値 41.3 万人に対し、平成 27 年は 41.1 万人、平成 32 年は 40.4 万人、平成 37 年は 39.5 万人と推計*しており、徐々に減少していくと見込んでいる。

そこで本計画では、新庁舎の完成予定時期に最も近い、平成 32 年の推計値 40.4 万人を想定人口とする。

※ 直近 5 年間の社会動態の傾向が今後も続くと仮定した場合の推計値

2 想定配置職員数

約 1,600 人（嘱託職員を含む）

配置職員数を想定するにあたっては、まず、新庁舎に配置する部署を選定し、次いで、その部署の想定職員数を設定する。

(1) 新庁舎に配置する部署の選定

現庁舎が抱える課題の 1 つである「本庁機能の分離」を解消するため、本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明德庁舎の 5 庁舎の部署を統合し、新庁舎に配置することを基本とする。加えて、以下の 2 つの視点から 5 庁舎以外で新庁舎に統合する部署を選定する。

ア 市民が利用する機会が多く、市民の利便性が高まる部署

市民が利用する機会が多い各種申請や届出、証明書の発行などの来客数が多い部門で、5 庁舎にある来客数が多い部門と同時に手続きする機会が多い部署を新庁舎へ統合し、市民の利便性を向上させる。

・上下水道料金センター（上下水道事業部営業課所管）

イ 施策展開にあたり 5 庁舎の部署との緊密な連携が不可欠な部署

健康部の健康政策課、スマートウエルネス推進課、健康増進課は、健康政策の立案等の担当部署であり、市民の健康の保持及び増進に向け迅速かつ的確な施策を展開するには、5 庁舎にある部署との緊密な連携が不可欠であるため、これら
を新庁舎へ統合する。

・健康部の政策立案部署

(健康政策課、スマートウエルネス推進課、健康増進課)

(2) 新庁舎に配置する部署の現状の職員数

次に、(1)で選定した新庁舎に配置する部署の職員数について、まず、現状を確認する。現時点で把握している職員数は、平成 25 年 4 月現在で 1,604 人（嘱託職員を含む）である。

(3) 想定配置職員数の設定

最後に、新庁舎の配置職員数を想定する。

将来人口については、わが国全体が人口減少傾向にあり、本市において、さらなる少子化対策や定住人口対策を実施するものの、人口減は避けられないと予測しており、行政サービスの総受給者の減少により行政需要が少なくなることが考えられるところである。

しかし、少子化の一層の進展や、福祉、医療、介護に対する高齢者のニーズの大幅な増加、さらには市民の生活様式や価値観の複雑化、多様化、高度化に伴い、市役所が担うべき機能や役割はますます高まることが想定され、これまで、行財政改革の継続や I C T の積極的な活用など、職員数の適正化を進めてきたところであるが、本庁舎の職員数の増加要素はより高まってくると考えられる。

このほかにも、地域の事務所においては、I C T の進展や社会保障・税番号制度の導入により、現在の業務量の減少や、窓口サービスのあり方が変わることも想定されるが、本庁舎の職員数に大きな影響を与えるものではなく、本庁舎においては、行財政改革の更なる徹底により、事務の効率化を進め、職員数の適正化を図るものである。

したがって、本庁舎の職員数は大幅な増減が想定されないため、配置職員数としては現状の職員数（約 1,600 人）を想定する。

3 想定議員数

41 人

現時点の条例定数の 41 人を想定議員数とする。

第5章 新庁舎の規模、建設地等

本章では、新庁舎に求められる機能や新庁舎建設の基本指標の条件を満たすことができる規模や建設地を示す。

1 新庁舎の規模、施設構成

はじめに、新庁舎の規模（延床面積、建築面積）を設定するとともに、新庁舎に入居する部署をどのように配置するかの考え方を示す。

(1) 延床面積

延床面積は大きく2つの方法で算定した。1つは、総務省の地方債算定基準を活用したもの、もう1つは、近年の他都市の新庁舎建設事例の原単位を活用したものである。

ア 総務省の地方債算定基準の活用

これは、かつて総務省が地方債を許可する際の庁舎整備の標準面積を算定するために活用していた基準である。現在は許可基準としては活用されていないものの、新庁舎建設を検討する都市の多くで、その延床面積を算定する基本とするものである。

この基準を用い、図表 5-1-1 に示す手順で計算すると、約 41,000 m²と算定された。

図表 5-1-1 総務省の地方債算定基準を活用した延床面積の算定

		人数 (人)		
市議会議員数		41		
		総務省起債許可に係る換算		
		人数 (人)	換算率	換算人数 (人)
新庁舎 職員数	特別職	5	20	100
	部長・次長級	55	9	495
	課長級	164	5	820
	係長級	465	2	930
	その他の職員	915	1	915
新庁舎職員数 小計		1,604		3,260

区分	積算方法	面積 (㎡)
ア 事務室	4.5㎡ × 3,260人(換算職員数)	14,670
イ 倉庫	ア × 13%	1,907
ウ 会議室、便所等	7㎡ × 1,604人(想定職員数)	11,228
エ 玄関、廊下、階段等	(ア+イ+ウ) × 40% × 1.1	12,234
オ 議事堂	35㎡ × 41人(市議会議員数)	1,435
小 計		41,474

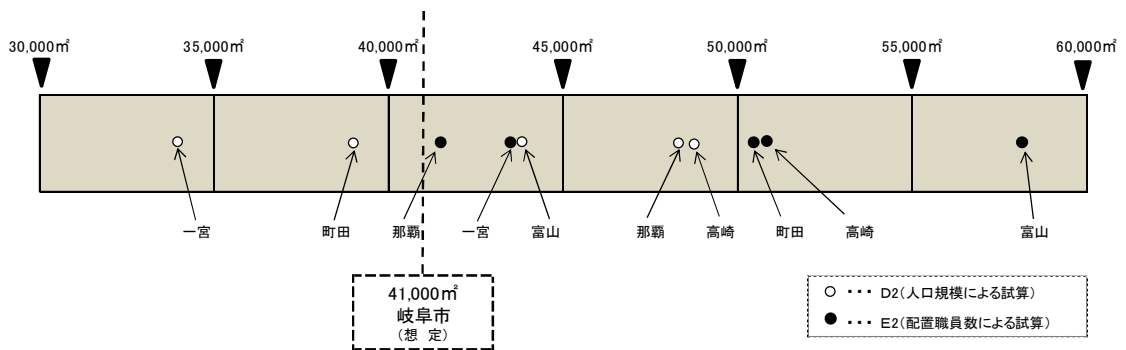
イ 近年の新庁舎建設事例の原単位の活用

これは、平成元年以降に建設された新庁舎のうち、中核市及び人口規模が本市と類似した都市の新庁舎の規模から、市民1人あたり、職員1人あたりの延床面積（原単位）を求め、それに本市の想定人口、想定職員数を乗じて算定するものである。

この基準を用い、図表 5-1-2 に示す手順で計算し、その両端を特異値として除外すると、約 39,000～51,000 ㎡と算定された。

図表 5-1-2 近年の新庁舎建設事例の原単位の活用した延床面積の算定

自治体名	基本情報					人口規模による試算		配置職員数による試算	
	竣工年	A 延床面積 (㎡)	基本構想等における 想定値・計画値			D1 ㎡/市民1人 [A÷B]	D2 岐阜市に当てはめた 庁舎規模計算値 [D1×404,000] (㎡)	E1 ㎡/職員1人 [A÷C]	E2 岐阜市に当てはめた 庁舎規模計算値 [E1×1,600] (㎡)
			B 人口 (人)	C 新庁舎 配置職員 (人)	議員 (人)				
高崎市	H10	44,774	371,302	1,413	38	0.12059	48,718	31.69	50,704
富山市	H4	43,471	400,000	1,200	52	0.10868	43,907	36.23	57,968
町田市	H24	41,510	430,000	1,314	46	0.09653	38,998	31.59	50,544
那覇市	H24	38,839	325,000	1,500	40	0.11950	48,278	25.89	41,424
一宮市	H26	31,139	370,000	1,150	40	0.08416	34,001	27.08	43,328
・高崎市の計画人口は不明のため、国調人口(H22)を記載。 ・新庁舎配置職員数には、嘱託職員等を含む。							岐阜市想定人口 404,000人にて 試算	岐阜市想定配置 職員数1,600人 にて試算	



ウ まとめ

アの算定方式による約 41,000 ㎡は、新庁舎建設を検討する都市の多くで、その延床面積の基本するものであり、根拠として妥当性が高いと考えられる。

また、この約 41,000 ㎡は、イの類似都市の中では比較的コンパクトに庁舎を整備・運用している都市を想定しているが、その算定方式による約 39,000～51,000 ㎡の範囲内に収まっており、イの観点からも妥当性が高いと考えられる。

以上のことから、本市における延床面積の規模を以下のように設定する。

延床面積の規模 約 41,000 ㎡

なお、この面積には駐車場を含んでいないため、それを新庁舎建物内で整備する場合は、駐車場面積分を加算する。

また、今後、設計を進める中で、市民等からの意見をもとに機能等を新たに追加する場合には、その分の増加を想定する。

(2) 建築面積

建築面積は、(1)で想定した延床面積約 41,000 m²のうち、少なくとも来客数が多い部門については原則として窓口業務を低層階へ集約するという、第3章に示した方針に基づき、それを2階～3階程度に収めることを前提とする。

新庁舎内に配置する部署のうち、来客数が多い部門を抽出すると図表 5-1-3 のとおりである。

図表 5-1-3 来客数が多い部門の一覧

部 名	課 名
財政部	市民税課、資産税課、納税課ほか
市民生活部	市民課、国保・年金課ほか
福祉部	介護保険課、生活福祉一課・二課、障がい福祉課、高齢福祉課、福祉医療課、子ども家庭課、保育事業課ほか
まちづくり推進部	岐阜県住宅供給公社（市営住宅の窓口）
上下水道事業部	岐阜市上下水道料金センター
市民参画部	市民相談室

次に、これらの課に配置する職員数は、第4章で用いた平成25年4月現在の職員数1,604人に対し592人となる。

そこで、延床面積約 41,000 m²を上記の職員数で按分配分すると、来客数が多い部門の延床面積は約 15,000 m²となる（下記の計算式）。

$$41,000 \text{ m}^2 \times [592 \text{ 人} / 1,604 \text{ 人}] \div 3 = 15,000 \text{ m}^2$$

この約 15,000 m²について、庁舎の1～2階にまとめて配置すると $15,000 \text{ m}^2 \div 2 = 7,500 \text{ m}^2$ 、庁舎の1～3階にまとめて配置すると $15,000 \text{ m}^2 \div 3 = 5,000 \text{ m}^2$ となる。

以上のことから、本市における建築面積の規模を以下のように設定する。

建築面積の規模 約 5,000～7,500 m²

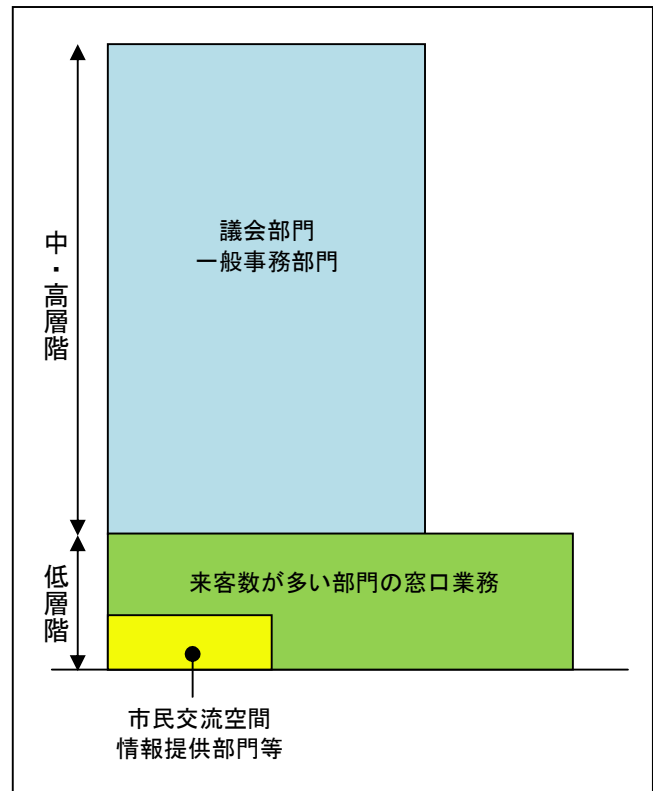
(3) 施設構成

ア 低層階

来客数が多い部門の窓口業務に加え、市民が交流できる空間、市政情報や観光情報などの情報提供部門を配置する。

イ 中・高層階

議会部門と一般事務部門を配置する。このうち、一般事務部門の部署配置については、例えば、来庁して複数の部署を巡る事業者の視点に立って移動距離が短くなるよう配置したり、危機管理を担当する部署を隣接・近接して配置する等を考慮することで、市民や事業者の利便性向上と職員の業務効率の向上を目指す。



2 新庁舎の建設地

(1) 建設地の選定

新庁舎の建設地を選定するにあたっては、上位・関連計画である、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画）に示された『まちの姿』、都市計画マスタープランに示された『土地利用の重点方針・方策』、中心市街地活性化基本計画に示された『中心市街地活性化の基本的視点』等と整合を図ることが必要である。また、実際の新庁舎建設を想定したときの施工上の特記事項や市民意向を考慮することも必要である。そこで、以下のア～ウの評価に基づき、建設地を選定することとした。

ア 建設候補地の抽出

はじめに、「新庁舎建設の評価対象地」と「建設地選定にあたっての視点」を整理し、建設候補地を抽出した。

まず、「新庁舎建設の評価対象地」であるが、上位・関連計画の考え方を踏まえると、中心市街地あるいはその近郊で、一団の敷地又は一定規模の床面積を確保できることが求められ、図表 5-2-1 に示す 6 か所が考えられる。

図表 5-2-1 新庁舎建設の評価対象地

場所	所在	敷地面積	用途地域等
A 現庁舎敷地	今沢町	約 1.3ha	商業地域
B 岐阜大学医学部等跡地	司町	約 1.3ha	商業地域
C 徹明小学校	金宝町 4 丁目	約 1.6ha	第 2 種住居地域
D 文化センター・金公園	金町 5 丁目	約 1.1ha	商業地域
E 岐阜競輪場	東栄町	約 3.2ha	商業地域
F 市街地再開発ビル (4 か所)	岐阜駅周辺	約 0.3~0.5ha	商業地域

次に、「建設地選定にあたっての視点」であるが、新庁舎に求められる機能や新庁舎建設の基本指標の条件を満たし、かつ、建設コストや工期をも満たす可能性があると求められ、図表 5-2-2 に示す 6 つの視点が考えられる。

図表 5-2-2 建設地選定にあたっての 6 つの視点

視点	具体的な要素
① 市民の利便性	交通アクセス、駐車場の確保等
② 機能の実現性	ワンストップサービス、防災・復興拠点等の機能を実現できる敷地規模
③ 敷地規模	②の条件を実現させるまとまった一団地で、現庁舎敷地と同水準以上
④ 中心市街地活性化	にぎわい創出、まちなか歩き推進
⑤ 建設コスト	建替え手法、工期を考慮した建設コスト
⑥ 合併特例債活用	合併特例債を有効に活用できる工期設定が可能

最後に、図表 5-2-1 に示した 6 か所について、図表 5-2-2 に示した 6 つの視点を当てはめて相対評価を行った。その結果は図表 5-2-3 となり、建設候補地として「現庁舎敷地」と「岐阜大学医学部等跡地」を抽出した。

図表 5-2-3 評価対象地の属性比較

	A 現庁舎敷地	B 岐阜大学 医学部等跡地	C 徹明小学校	D 文化センター・ 金公園	E 岐阜競輪場	F 市街地 再開発ビル
① 市民の利便性	△	○	△	△	×	△
	<p>☆主要バス路線との近接性からは、「A、B、D、F」は高い。 ☆他の公共・公益施設との位置関係からは、「A、B」は高い。 ★十分な来庁者用駐車場が確保できない「F」は低い。 ★建設工事期間中は駐車場の不足分を近隣に分散して確保することから、市民の利便性が低下する「A」は低い。 ★既存施設の廃止を伴うことから、「D、E」は低い。</p>					
② 機能の実現性	○	○	○	○	○	×
	<p>★再開発事業の特性上、新庁舎の延床面積約 41,000 m²、ワンストップサービスに必要な延床面積約 15,000 m²の確保が困難な「F」は低い。</p>					
③ 敷地規模	○	○	○	△	○	×
	<p>★現庁舎の敷地規模（約 1.3ha）を下回る「D、F」は低い。</p>					
④ 中心市街地活性化	○	○	△	○	×	○
	<p>★主要バス路線から外れ、新庁舎で生まれるにぎわいの波及が限定される「C」は低い。 ★中心市街地活性化基本計画区域に含まれない「E」は低い。</p>					
⑤ 建設コスト	△	○	△	×	×	○
	<p>☆岐阜大学医学部跡地整備基金が活用可能な「B」と、国の補助金が活用可能な「F」は高い。 ★「A」は建設工事期間中の民間駐車場借り上げの必要性から、「C、D、E」は既存施設の除却費用とその代替施設の整備の必要性から、それぞれ低い。</p>					
⑥ 合併特例債活用	○	○	×	×	×	×
	<p>☆平成 32 年度末までに新庁舎建設が可能な「A、B」は高い。 ★「C」は学校統合に伴い敷地を庁舎建設用地として活用する合意形成が、「D、E」は既存施設を廃止する合意形成が、それぞれ短期間では困難であるため低い。 ★評価対象とした市街地再開発事業（4 地区）の進捗状況を考慮すると「F」は低い。</p>					
建設候補地	◎	◎	－	－	－	－

(注 1) ○、△、×は、それぞれの視点について、6つの評価対象地を相対比較した。

(注 2) 評価は、現時点での状況を考慮して比較した。

(注 3) 評価の理由欄は、☆が評価を高くした理由、★が評価を低くした理由を示す。

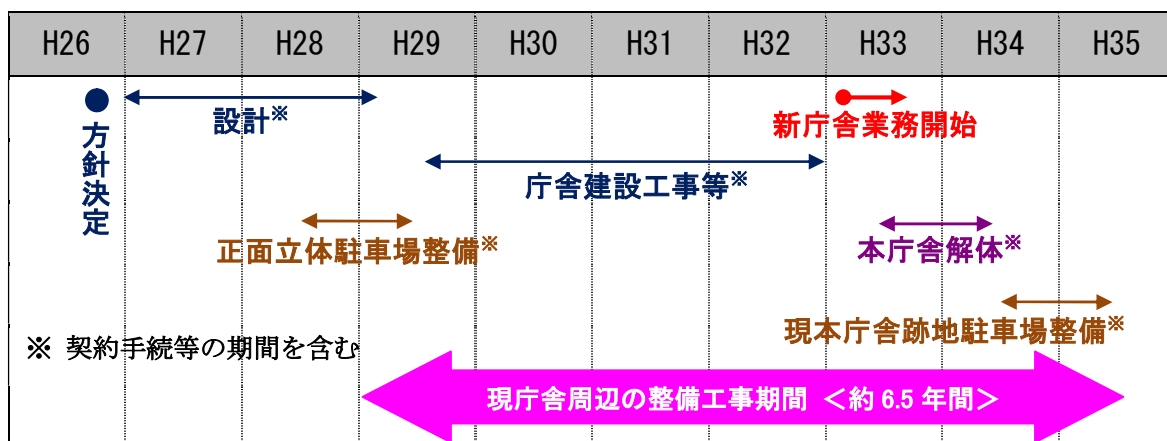
イ 建設候補地における施工上の特記事項の比較

次に、2 か所の建設候補地について、実際に新庁舎を建設することを想定して施工上の特記事項を比較すると、図表 5-2-4 のようになる。

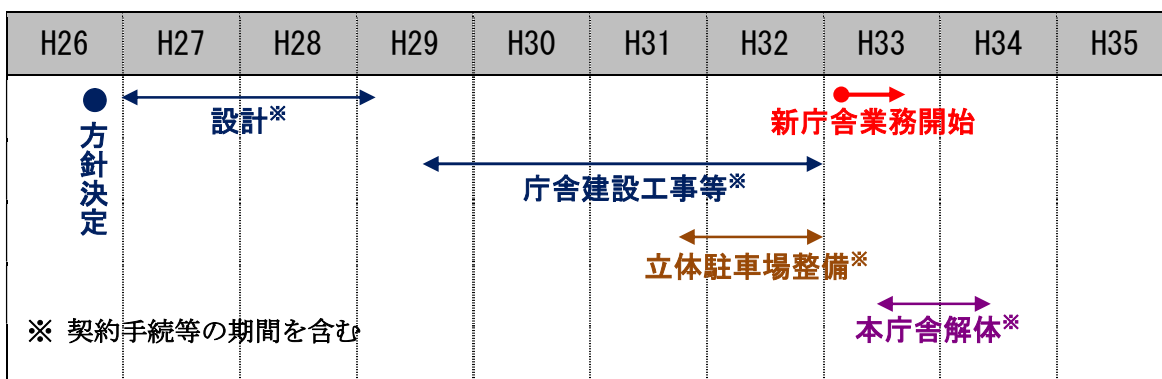
図表 5-2-4 建設候補地の施工上の特記事項の比較

建設候補地	特記事項
<p>現庁舎敷地 (現・西側駐車場での建設を想定)</p> <p>※想定事業スケジュールは図表 5-2-5 を参照</p>	<p>① 全整備工程が 6.5 年余りの長期に渡り、来庁者及び近隣住民に長期間不便・迷惑をかける。</p> <p>② 庁舎建築期間中の来庁者用立体駐車場を先行整備する。このため既設庁舎東面窓ガラス等の改修工事を同時に行う。</p> <p>③ 不足分の駐車場は借り上げを行うが庁舎から離れることになる。</p> <p>④ 現庁舎に隣接する工事のため、来庁者の安全確保・騒音対策を行う。</p> <p>⑤ ワンストップ部門について、敷地条件と建築基準法の道路斜線制限から、1～2 階は最大 2,700 m²程度、3 階以上は最大 1,800 m²程度となるため、当該部門の必要面積 15,000 m²を確保するには 7 階程度が必要。</p> <p>⑥ 岐阜大学医学部跡地整備基金を財源に見込めない。</p>
<p>岐阜大学医学部等跡地</p> <p>※想定事業スケジュールは図表 5-2-6 を参照</p>	<p>① 別敷地での庁舎建築であるため、来庁者は従来通り現庁舎を利用できる。</p> <p>② ワンストップ部門を、ワンフロア約 5,000 m²の 3 層にレイアウトできるため、自由度が高いレイアウトが可能である。</p> <p>③ 先行工事との景観上の配慮が必要。</p> <p>④ 来庁者用の平面駐車場を確保するスペースが少ない。</p>

図表 5-2-5 想定する事業スケジュール（現庁舎敷地の場合）



図表 5-2-6 想定する事業スケジュール（岐阜大学医学部等跡地の場合）



ウ 市民意見の募集結果

平成 16 年度、岐阜大学医学部等跡地利用に対する市民意見を、計 2 度にわたって募集したところ、要望が高い施設としては、いずれも「市庁舎」と「図書館」があげられた。

図表 5-2-7 岐阜大学医学部等跡地利用に対する市民意見の結果概要

実施時期	概要												
平成 16 年 4～6 月	<p>跡地利用に係る市民意見の募集</p> <p>【応募件数】 67 件</p> <p>【要望の高い施設】 市庁舎、図書館、商業施設</p>												
平成 17 年 2 月	<p>跡地利用の「4つのイメージ※」に対する市民意見の募集</p> <p>【応募件数】 66 件</p> <p>【要望の高いイメージ】 快適で利便性の高い行政サービス提供の広場 (下記イメージ 3)</p> <p>【要望の高い施設】 市庁舎、図書館</p> <p><4つのイメージ※></p> <table border="1"> <tr> <td>イメージ 1</td> <td> 伝統・文化を介し、 人々が交流し情報を発信する「広場」 ・ 文化・教育機能（図書館・市民ギャラリーなど） </td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ 2</td> <td> 市民・民間・行政の各セクターが 活用し、活躍できる「広場」 ・ 市民協働機能（NPO等団体事務所） ・ 民間交流機能（各種団体事務所） ・ 産業支援・情報発信機能 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ 3</td> <td> 快適で利便性の高い 行政サービス提供の「広場」 ・ 行政機能等（市総合庁舎、県・国関係） ・ 福祉・健康機能 福祉・健康相談窓口 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ 4</td> <td> 中心市街地において、 岐阜市のシンボルとなる「広場」 ・ 市民広場 </td> <td></td> </tr> </table> <p>※岐阜大学医学部等跡地利用検討委員会（公募市民、有識者、各種団体代表で構成）が作成、公表</p>	イメージ 1	伝統・文化を介し、 人々が交流し情報を発信する「広場」 ・ 文化・教育機能（図書館・市民ギャラリーなど）		イメージ 2	市民・民間・行政の各セクターが 活用し、活躍できる「広場」 ・ 市民協働機能（NPO等団体事務所） ・ 民間交流機能（各種団体事務所） ・ 産業支援・情報発信機能		イメージ 3	快適で利便性の高い 行政サービス提供の「広場」 ・ 行政機能等（市総合庁舎、県・国関係） ・ 福祉・健康機能 福祉・健康相談窓口		イメージ 4	中心市街地において、 岐阜市のシンボルとなる「広場」 ・ 市民広場	
イメージ 1	伝統・文化を介し、 人々が交流し情報を発信する「広場」 ・ 文化・教育機能（図書館・市民ギャラリーなど）												
イメージ 2	市民・民間・行政の各セクターが 活用し、活躍できる「広場」 ・ 市民協働機能（NPO等団体事務所） ・ 民間交流機能（各種団体事務所） ・ 産業支援・情報発信機能												
イメージ 3	快適で利便性の高い 行政サービス提供の「広場」 ・ 行政機能等（市総合庁舎、県・国関係） ・ 福祉・健康機能 福祉・健康相談窓口												
イメージ 4	中心市街地において、 岐阜市のシンボルとなる「広場」 ・ 市民広場												

資料：岐阜大学医学部等跡地整備基本計画（平成 22 年 10 月）

エ まとめ

以上、ア～ウの評価を考慮した結果、本市における新庁舎の建設地として**岐阜大学医学部等跡地（司町）**を選定した。

なお、当地には、人財を育み、未来を拓く、豊かな人間力の形成を目指す「**知の拠点－（仮称）中央図書館**」、市民の趣味や文化活動の発表の場である「**文化の拠点－展示ギャラリーや多目的ホール**」、ボランティア、NPO 団体、市民の交流を促し、人の心と心を結び支えあう「**絆の拠点－（仮称）市民活動交流センター**」で構成する『**みんなの森 ぎふメディアコスモス**』と、催事やイベント等の開催や市民がのんびりくつろぐスペースなど多目的ニーズに対応した「**市民広場**」、中心市街地の貴重な自然環境を創出する「**せせらぎの並木 テニテオ**」で構成する『**（仮称）憩い・にぎわい広場**』がある。

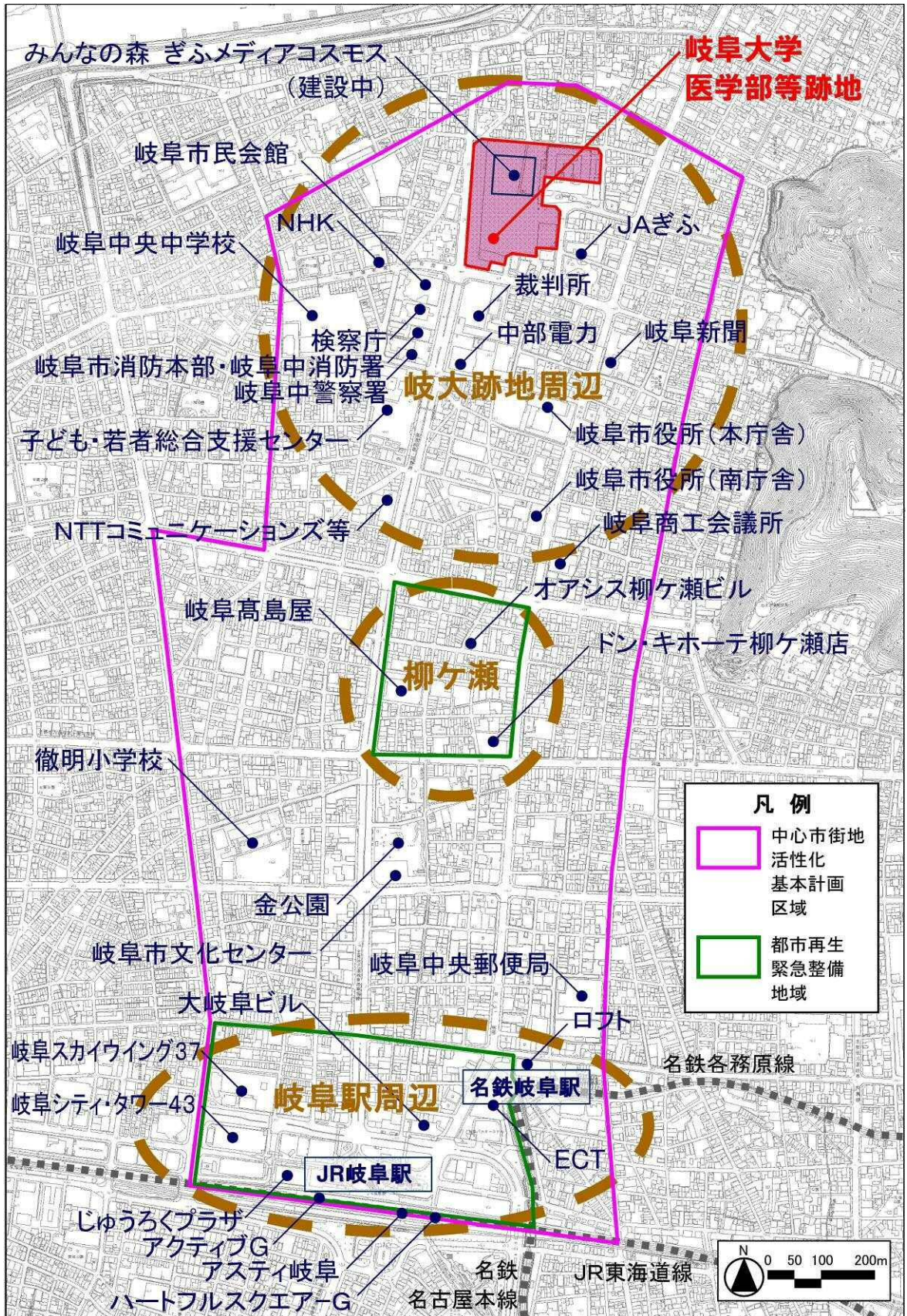
そこで、これらを訪れた市民が気軽に新庁舎へも立ち寄ってもらえるよう、市民に来ていただきやすい庁舎づくりを目指す。

また、新庁舎とこれら施設において、「にぎわい創出」という視点で一体的な取り組みを進め、集客力の相乗効果を発揮するとともに、他の中心市街地活性化施策と連携し、当地で生まれた「にぎわい」を、柳ヶ瀬をはじめ中心市街地全体へ波及させることを目指す。

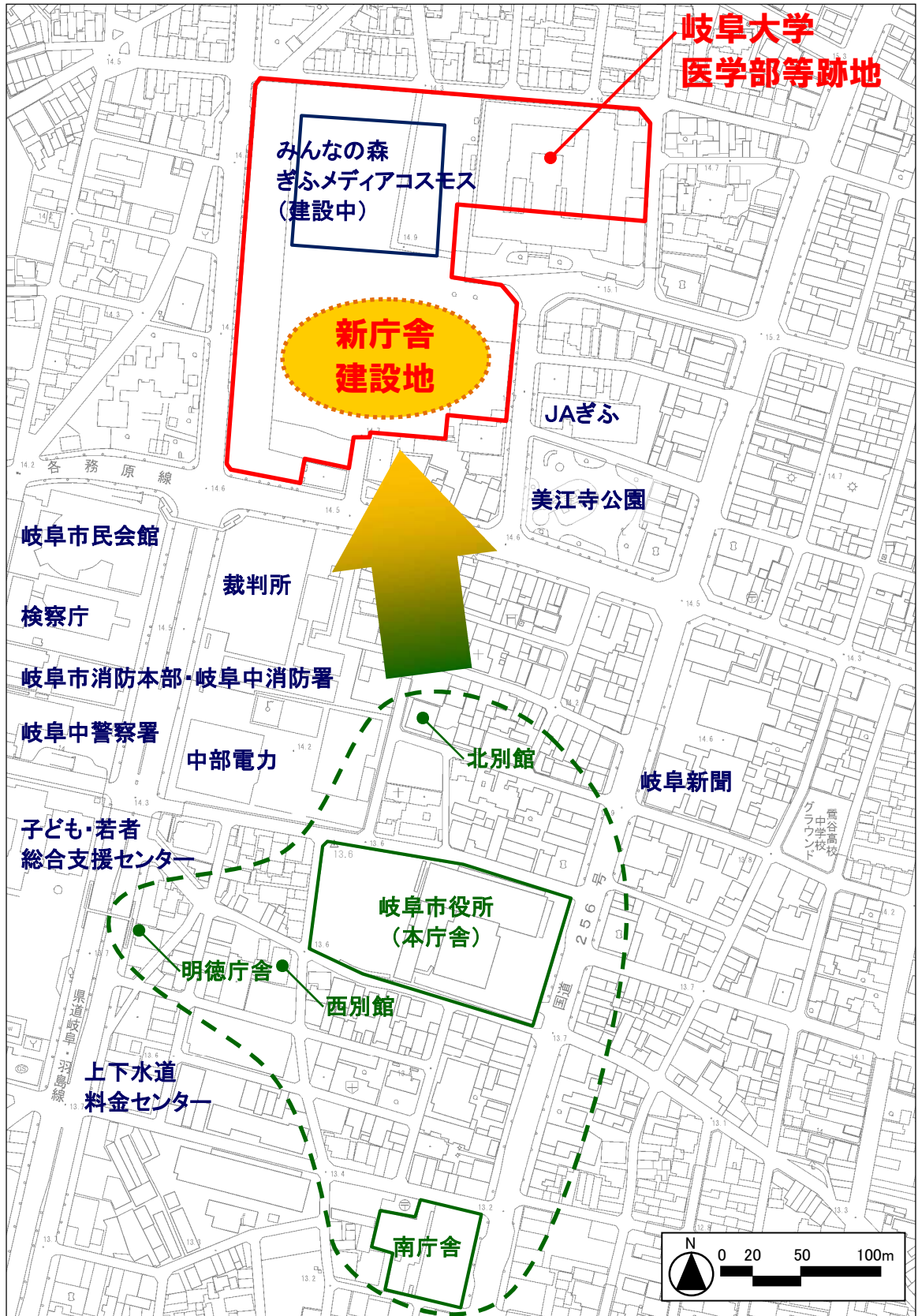
(2) 建設地の概要

項目	摘要	
所在地	岐阜市司町 40-1、他	
敷地面積	約 1.3ha	
区域指定	市街化区域	
用途地域	商業地域	
建ぺい率、容積率	80%、400%	
その他の地域地区指定	・ 準防火地域 ・ 駐車場整備地区	
日影規制	なし	
交通事情	最寄りバス停	鶯谷高校口、市民会館・裁判所前等
	JR岐阜駅から	徒歩約 30 分、バス約 10 分
	柳ヶ瀬から	徒歩約 12 分、バス約 3 分
浸水深	0～1.0m（長良川洪水ハザードマップより）	

図表 5-2-8 中心市街地における新庁舎の位置



図表 5-2-9 新庁舎の周辺地図



(3) 庁舎周辺の動線計画

ア 来庁者用車両、送迎用車両及びタクシー車両

西側の「市道忠節町1丁目美江寺町2丁目線」及び南側の「一般県道岐阜・各務原線」から庁舎敷地に進入することは、それぞれ4車線道路で交通量も多く、車両が庁舎敷地に進入する際の速度低下や駐車場が満車となった際の路上待機による渋滞発生や交通事故発生等が懸念されることから、東側の「一般県道岐阜・羽島線」から庁舎敷地に進入することを基本動線とする。また、今後、設計を進めるにあたっては、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」利用者の自動車動線との輻輳（ふくそう）にも十分に留意する。

イ 路線バス利用者

新庁舎の最寄りバス停留所は、東側に「鶯谷高校口」、南西側に「市民会館・裁判所前」、西側に「西別院口」、南側に「美江寺町」があるが、1日当たり運行本数は「鶯谷高校口」が圧倒的に多く、「鶯谷高校口」を利用して東側から庁舎敷地に最短距離で進入する動線に集中することから、上り下りのバス停の位置にあわせ主要動線の調整を図る。また、それ以外のバス停留所にも最短距離で行けるよう、それぞれの方向の敷地境界に出入口を確保する。合わせて、バス停が分散することから、わかりやすいバス案内に努めるとともに、ICT技術を活用したバス利用情報の提供に努める。なお、2期中心市街地活性化基本計画に掲載された「つかさのまち夢プロジェクト拠点的バス停整備事業」の方向性とも整合を図りながら、バス利用者の利便性の確保に努める。

ウ 歩行者・自転車

東西南北あらゆる方向から来庁することから、それぞれの方向の敷地境界に適切に出入口を確保する。

図表 5-2-10 庁舎周辺の動線計画図



(4) 庁舎敷地の利用計画

ア 市庁舎

先行して整備を進める「みんなの森 ぎふメディアコスモス」と「(仮称) 憩い・にぎわい広場」、そして「市庁舎」の一体性を育むとともに、それらの機能分担と連携を図ることで集客力の相乗効果を高め、中心市街地におけるにぎわい創出に寄与するため、市庁舎は、市民広場を挟み、ぎふメディアコスモスと対になる場所に配置する。

イ 駐車場

庁舎東側に立体駐車場を配置し、そこで駐車需要の大半をまかなう。また、それ以外の庁舎周辺において、他の用途とのバランスを考慮しながら平面駐車場を配置する。

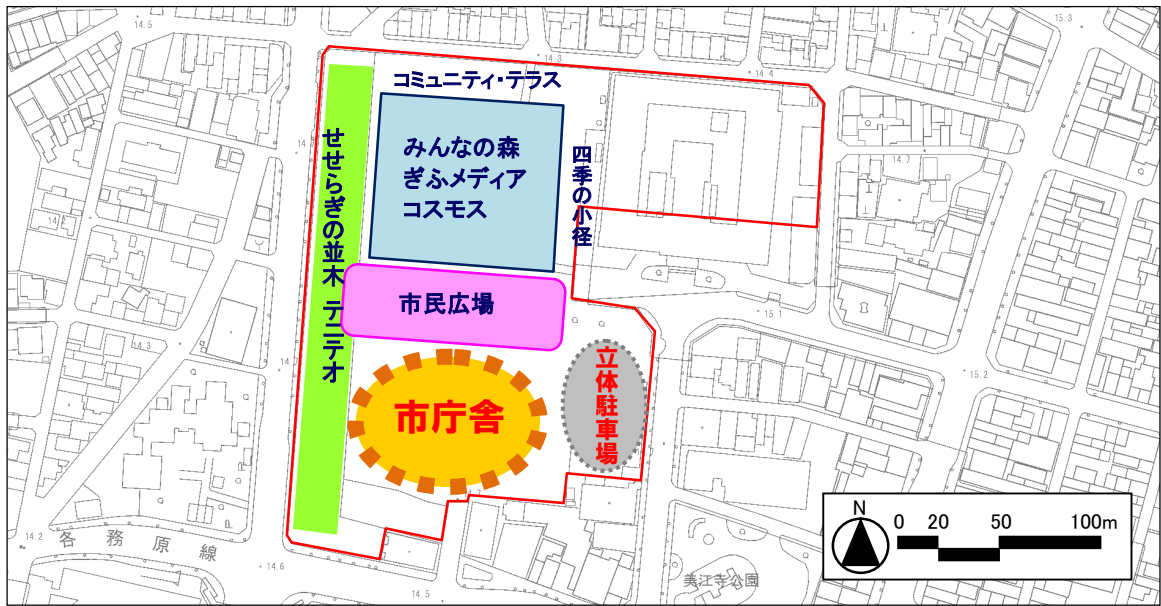
ウ 送迎用車両等の一時停車場所、タクシー乗り場

市庁舎に隣接する場所に、高齢者等を送迎する車両の一時停車場所及びタクシー乗り場を配置する。合わせて、タクシー待機所を設置する。

エ 緑地

上記ア～ウの配置や(仮称)憩い・にぎわい広場で整備する緑地との連続性等に配慮しながら、必要な緑地を配置する。

図表 5-2-11 庁舎敷地の利用計画図



3 駐車場の規模

(1) 来庁者用駐車場

約 390 台（庁舎敷地内）

平成 24 年度において、本庁舎をはじめ 5 庁舎の収容台数 274 台に対し、平均利用台数は 1,712 台／日、平均回転率は 6.25 台／区画となっている。

しかし、駐車場によって混雑度が異なり、最も混んでいる本庁舎正面駐車場で 10.46 台／区画、最も余裕がある本庁舎西側駐車場で 4.38 台／区画となっている。

図表 5-3-1 5 庁舎の来庁者用駐車場の利用状況等

	収容台数 (台) A	年間利用台数 (台) B	月平均 (台) C=B/12	日平均 (台) D=B/245	回転率 (台／区画) E=D/A
5 庁舎	274	419,426	34,952	1,712	6.25
本庁舎正面	74	189,705	15,809	774	10.46
本庁舎西側	161	172,703	14,392	705	4.38
南庁舎	39	57,018	4,752	233	5.97

(注) 平成 24 年度実績（開庁日 245 日）

資料：岐阜市行政部管財課調べ

新庁舎においては、利用台数は現状と横ばいで推移すると想定し、平均回転率は現状で最も余裕がある本庁舎西側駐車場程度まで低減させるものとし、約 390 台を目安に必要な収容台数を確保する（下記の計算式）。

$$274 \text{ 台}[\text{収容台数}] \times (6.25[\text{平均回転率}] \div 4.38[\text{新庁舎の平均回転率}]) \div 390 \text{ 台}$$

(2) 議会用駐車場、公用車用駐車場等

議会用：41台（庁舎敷地内）、公用車用：約230台（庁舎敷地内、外）

議会用駐車場は、想定議員数の41人を考慮して41台の収容台数を確保する。

公用車用駐車場は、新庁舎に配置する部署が現在所有・利用する車両数（224台）に相当する約230台を目安に必要な収容台数を確保する。なお、この収容台数のうち庁舎敷地内で確保できない分については、庁舎敷地外で確保する。

これ以外に、バス等の大型車両（来庁者用、公用車用）の駐車スペースを適切に確保する。

(3) 自転車等駐車場

約500台（来庁者用、職員通勤用、公用自転車用）

現状において、本庁舎と南庁舎を合わせて来庁者・職員通勤用で486台の収容台数がある。その混雑度は設置場所によって多少の高低差はあるものの、トータルで見れば自転車等の駐車需要はまかなえている。また、これ以外に公用自転車が18台ある。

新庁舎においては、配置する部署が現在の本庁舎と南庁舎に、西別館、北別館、明德庁舎、健康部の政策立案部署、上下水道料金センターが加わり、また、本市の重点政策である「スマートウェルネス ぎふ」の中で自転車利用の促進に取り組んでいることから、これらによる自転車等の駐車需要の増加を見込みながら、約500台を目安に必要な収容台数を確保する。

第6章 新庁舎の事業費、事業手法及びスケジュール

本章では、新庁舎の建設に係る事業費等、設計から建設までの事業手法及び事業スケジュールを示す。

1 想定事業費等

(1) 事業費

設計費、監理費、新庁舎本体工事費、駐車場整備費、現庁舎解体工事費等で約 200 億円を想定する。

(2) 財源

費目	金額	摘要
基金	約 110 億円	庁舎整備基金、岐阜大学医学部跡地整備基金
合併特例債	約 90 億円	
合計	約 200 億円	

2 事業手法等

(1) 事業手法

公共施設の建設に係る事業手法として、最近では民間活力導入方式である PFI^{※1}などの手法が採用されているが、新庁舎は、本市が自ら使用して、管理・運営するものであり、民間ノウハウの導入効果は限定される。

また、新庁舎の整備財源についても合併特例債を活用することから、事業手法については、本市が建物の発注者となる直営手法で整備する。

※1 PFI

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

(2) 発注方法

発注方法としては、

- ①設計と施工を分割して発注する設計施工分離方式
 - ②設計と施工を一括して発注する設計施工一括方式
- などがある。

設計施工分離方式は、従来から本市が採用している方式で、はじめに、設計業務として、設計業者を選定し、設計図書等を作成し、次に、工事発注では、工事種別（建築・電気・空調・衛生など）に分離し、設計図書等に基づき、入札方式により

施工業者を決定する。

設計施工一括方式は、本市が設計要件と発注条件をあらかじめ提示し、設計と施工に関する技術提案と価格を総合的に評価する入札方式により、設計と施工を一括して事業者を決定する。

新庁舎建設にあたっては、技術的に特別な設備をおさめる特殊な建物とは異なり、一般的な事務所ビルであることを考慮し、より多くの事業者が参加でき、また競争性を確保する観点からも、**設計施工分離方式が最適**であると考えられる。

(3) 設計者の選定

設計者選定方式としては、

- ①技術提案から設計にふさわしい人を選ぶプロポーザル方式
- ②具体的な設計案から選ぶコンペ方式
- ③価格のみで選ぶ競争入札方式

などがある。

新庁舎の設計にあたっては、市民等の要望などを取り入れ、利用しやすい庁舎を目指す必要がある。

また、市庁舎は大規模な建築物であり、発注者である本市と設計者が緊密に連携を図り、共同作業により行う必要がある。

そのため、設計者には技術者としての資質と多岐にわたる検討を円滑に行う体制などが求められる。

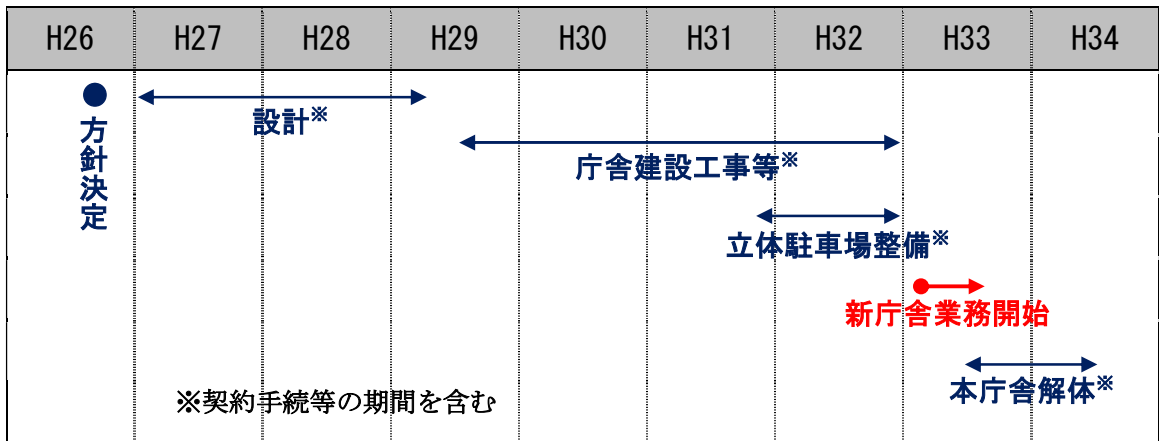
新庁舎建設の設計にあたっては、質の高い建築設計を実現させるため、設計者の技術提案、実績、ノウハウの活用を重視し、自由に参加できる**公募型プロポーザル方式が最適**であると考えられる。

なお、プロポーザル方式を採用するにあたっては、本市の特性を反映させるため、地域に精通する設計者を含む共同設計方式の検討も併せて行う。

3 事業スケジュール

新庁舎の建設は、以下に示すスケジュールで進めるものとし、平成 33 年度からの新庁舎への移転及び業務開始を目指す。

図表 6-3-1 事業スケジュール



第7章 今後の検討課題

本章では、今後、新庁舎の建設にあたって考慮すべき事項、検討を深化しなければならない事項、他施策と連携すべき事項等などを示す。

(1) 設計、建設過程の積極的な広報と広聴

設計の検討状況や建設工事の進捗状況については、岐阜市ホームページ、広報ぎふ、その他の広報手段を積極的に活用して、随時、情報発信を行う。

また、これらの過程では、市民から意見を聴取する機会も設け、活用すべき意見についてはそれらを反映するよう努める。

なお、建設工事に伴う騒音、振動、工事車両による交通量増加等によって住環境に変化が生じる近隣住民の方々には、特に建築計画、工事の概要を事前に説明するとともに、工事着工後は随時その進捗状況等を報告し、理解が得られるよう努める。

(2) 設計、建設過程の事業費圧縮の取り組みの推進

新庁舎に係る事業費は、基金や合併特例債を活用することで、本市として負担しなければならない費用の割合は低く抑えられているものの、およそ200億円にも及ぶ大規模な事業である。したがって、設計、建設の過程において、品質や工期を保持しながら、あらゆる視点で精査を行い、できるだけ事業費が圧縮できるよう取り組む。

特に最近では、建設資材や労務単価の高騰により公共事業の入札不調が相次ぎ、事業実施を先送りする地方公共団体が見られるが、この新庁舎建設においては、それらの動向を注視しながら、今回試算した事業費の範囲内で収まるよう努める。

(3) 市内事業者が建設に参加できる仕組みの構築

新庁舎の建設は、事業費が大きく、しかも高い技術力を要する事業である。したがって、本事業に市内事業者が参加することは、地域経済の活性化や技術力の向上につながることを期待される。

そこで、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争に配慮しつつ、市内事業者が建設に参加できる仕組みを構築する。

(4) 現在の本庁舎の跡地利用の検討

新庁舎が完成して本庁機能が移転すると、現在の本庁舎をはじめ5庁舎は空きスペースとなる。このうち、賃借物件である北別館を除く4庁舎は、その跡地利用の検討が必要である。

特に本庁舎については、その敷地規模が大きく、来庁者と職員による集客性も高いため、まちのにぎわい創出に寄与してきた側面もある。そこで、本庁舎の用途廃止後は、未利用地となることのないよう、速やかに事業着手できるように次の活用方策の検討を進める。平成 22 年度に策定した「岐阜大学医学部等跡地整備基本計画」では、現在の本庁舎の敷地に第 3 期整備施設として「(仮称) 市民文化ホール」が想定されている。したがって、これも案の一つとしながら、総合計画や 2 期中心市街地活性化基本計画などにおける、にぎわいの創出や柳ヶ瀬・岐阜大学医学部等跡地等との連なりによるにぎわいの相乗効果、さらに公共施設の配置見直しなどの視点から、検討していく。

なお、平成 32 年度に新庁舎が完成し、その後現庁舎を速やかに解体・撤去しても、跡地の整備事業の着手はおよそ 10 年先の平成 35 年頃と見込まれる。市民の皆様のご意見をお聴きしながら、検討を進めていく。

(5) 中心市街地活性化施策との連携

「新庁舎」と、それに隣接する「みんなの森 ぎふメディアコスモス」は、それぞれ高い集客力があるが、さらにこれらの機能分担と連携（例えば、閉庁日に市役所ロビー等を利用してメディアコスモスと一体のイベント等を開催する等）が図られれば、集客力の相乗効果が発揮され、市内でも最大級のにぎわいが生まれることが期待できる。

なお、中心市街地活性化基本計画では、活力が停滞する「柳ヶ瀬」の活性化を誘導するため、「柳ヶ瀬」のまちの魅力を高めるとともに、「岐阜駅周辺」と「岐阜大学医学部等跡地周辺」で生まれるにぎわいを「柳ヶ瀬」へ波及させ、中心市街地全体の活性化を目指すとしている。

そこで、新庁舎とメディアコスモスに集まった人々が、柳ヶ瀬をはじめとする中心市街地へも出掛けてもらえるよう、様々な取り組みを進めることが必要である。

なお、こうした取り組みを進めるにあたっては、市民の意見や地域の意見を適切に把握し、その優先順位や各種施策との整合性を考慮することが望まれる。

(6) 周辺景観との調和への配慮

新庁舎の建設地は、特徴的なデザインの建築である「みんなの森 ぎふメディアコスモス」に隣接している。また、岐阜市景観計画（平成 21 年 10 月策定）において、景観計画重要区域に指定された「金華区域（歴史的景観）」と「金華山・長良川区域（自然景観）」に近い場所となっている。

そこで、設計段階においては、これらを含む周辺景観との調和にも十分配慮しながら検討を進めることが必要である。

(7) 長く使い続けることを念頭に置いた取り組みの推進

今後、人口、財政をはじめ様々な面で縮小の時代に突入し、数十年後に市庁舎を建替えようとしたときには、投資財源を調達することが今以上にむずかしくなると考えられる。一方、ICTをはじめとする技術革新はますます進展し、市庁舎はそうした変化にも対応することが求められる。

そこで、この新庁舎を建設するにあたっては、少なくとも現在の本庁舎の使用期間となる50年余を上回って長く使い続けることを想定し、その構造躯体、内装・設備等をつくり込むことが必要である。

そのためには、設計、建設段階でもこうした視点を念頭に置き、例えば、設計者を選定するにあたっては、長く使い続けるための工夫を設計要件に盛り込むといった取り組みが必要である。